

令和6年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時 令和7年2月10日（月）
午後3時から
場 所 四街道市役所本館1号棟
4階 会議室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 諮 問
- 4 議 題

（1）令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
1	第9次四街道市行財政改革推進計画の策定（令和6年度～令和10年度）	経営企画部 財政課
2	第2次健康よつかいどう21プランの中間評価及び計画改定	健康こども部 健康増進課
3	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定	福祉サービス部 高齢者支援課

（2）令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
4	（適用除外） 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
5	（適用除外） 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
6	（適用除外） 四街道市市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定	都市部 土木課

（3）令和6年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

No.	行政活動の名称	担当課
7	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
8	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
9	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
10	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
11	四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定	環境部 廃棄物対策課
12	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課

(4) 令和6年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
13	(適用除外) 四街道市地域防災計画の一部修正	危機管理室
14	(適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
15	(適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
16	(適用除外) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
17	(適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 保育課
18	(適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
19	(適用除外) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定	上下水道部 経營業務課
20	(適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	上下水道部 下水道課

(5) 令和7年度 市民参加手続の実施予定の評価

No.	行政活動の名称	担当課
21	四街道市住生活基本計画（第2次）の策定	都市部 建築課
22	第五次四街道市子ども読書活動推進計画の策定（令和9年度～令和13年度）	教育部 指導課

(6) 市民参加手続の実施予定の取下げについて

No.	行政活動の名称	担当課
23	(仮称) 第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	経営企画部 政策推進課

(7) その他

5 閉 会

令和6年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和7年2月10日資料]

議題（1）令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.1 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定（令和6年度～令和10年度）

実施状況シート（総括表）	2
実施状況シート3【審議会等手続】	3
諮問書	4
実施結果公告	5
実施結果広報（ホームページ）	6
答申書	7
実施状況シート1【意見提出手続】	8
実施公告	9
実施広報（市政だより）	12
〃（ホームページ）	13
実施結果公告	15
実施結果広報（ホームページ）	16

資料No.2 第2次健康よつかいどう21プランの中間評価及び計画改定

実施状況シート（総括表）	18
実施状況シート3【審議会等手続】	19
諮問書	20
実施結果公告	21
実施結果広報（ホームページ）	22
答申書	23
実施状況シート5【その他の方法】（市民向けアンケート）	24
実施結果広報（ホームページ）	25
調査報告書抜粋	26
実施状況シート1【意見提出手続】	28
実施公告	29
実施広報（市政だより）	31
〃（ホームページ）	32
実施結果公告	34

実施結果広報（ホームページ）	35
資料No. 3 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定	
実施状況シート（総括表）	37
実施状況シート3【審議会等手続】	38
諮問書	39
実施結果公告	40
実施結果広報（ホームページ）	41
答申書	42
 実施状況シート5【その他の方法】（市民向けアンケート）	43
実施広報（市政だより）	44
〃（ホームページ）	45
アンケート調査票	46
実施結果広報（ホームページ）	47
第9期計画抜粋	48
 実施状況シート5【その他の方法】（事業者向けアンケート）	50
アンケート調査票	51
実施結果広報（ホームページ）	53
結果報告抜粋	54
 実施状況シート5【その他の方法】（意見交換会）	55
実施結果広報（ホームページ）	56
結果報告抜粋	57
 実施状況シート1【意見提出手続】	59
実施公告	60
実施広報（市政だより）	63
〃（ホームページ）	64
実施結果公告	66
実施結果広報（ホームページ）	67

議題（2）令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No. 4 （適用除外）四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート6【適用除外】	70

(参考添付) 実施予定シート.....	71
適用除外公告.....	72
適用除外広報（ホームページ）.....	73
 資料No. 5 (適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート 6 【適用除外】.....	74
(参考添付) 実施予定シート.....	75
適用除外公告.....	76
適用除外広報（ホームページ）.....	77
 資料No. 6 (適用除外) 四街道市市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート 6 【適用除外】.....	78
(参考添付) 実施予定シート.....	79
適用除外公告.....	80
適用除外広報（ホームページ）.....	81
 議題（３）令和６年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価	
資料No. 7 四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定	
実施予定シート.....	84
 資料No. 8 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	
実施予定シート.....	85
 資料No. 9 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	
実施予定シート.....	86
 資料No. 10 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
実施予定シート.....	87
 資料No. 11 四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定	
実施予定シート.....	88
 資料No. 12 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	

実施予定シート.....	89
--------------	----

議題（４）令和６年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No. 13 （適用除外）四街道市地域防災計画の一部修正	
実施状況シート６【適用除外】.....	92
（同時審査）実施予定シート.....	93
適用除外公告.....	94
適用除外広報（ホームページ）.....	95
資料No. 14 （適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート６【適用除外】.....	96
（参考添付）実施予定シート.....	97
適用除外公告.....	98
適用除外広報（ホームページ）.....	99
資料No. 15 （適用除外）四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート６【適用除外】.....	100
（参考添付）実施予定シート.....	101
適用除外公告.....	102
適用除外広報（ホームページ）.....	103
資料No. 16 （適用除外）四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定	
実施状況シート６【適用除外】.....	104
（参考添付）実施予定シート.....	105
適用除外公告.....	106
適用除外広報（ホームページ）.....	107
資料No. 17 （適用除外）四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート６【適用除外】.....	108
（同時審査）実施予定シート.....	109
適用除外公告.....	110
適用除外広報（ホームページ）.....	111
資料No. 18 （適用除外）四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート６【適用除外】.....	112

（同時審査）実施予定シート.....	113
適用除外公告.....	114
適用除外広報（ホームページ）.....	115

資料No. 19 （適用除外）四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート6【適用除外】.....	116
（参考添付）実施予定シート.....	117
適用除外公告.....	118
適用除外広報（ホームページ）.....	119

資料No. 20 （適用除外）四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート6【適用除外】.....	120
（参考添付）実施予定シート.....	121
適用除外公告.....	122
適用除外広報（ホームページ）.....	123

議題（５）令和７年度 市民参加手続の実施予定の評価

資料No. 21 四街道市住生活基本計画（第2次）の策定	
実施予定シート.....	126
資料No. 22 第五次四街道市子ども読書活動推進計画の策定（令和9年度～令和13年度）	
実施予定シート.....	127

議題（６）市民参加手続の実施予定の取り下げについて

資料No. 23 （仮称）第３期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	
取り下げ依頼.....	130
（参考添付）実施予定シート.....	131

その他

市民参加手続の実施モデルについて.....	134
四街道市の課題の紹介について.....	139

議題 1

令和 5 年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続
の評価

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】経営企画部財政課 行革推進室

行政活動（計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等）					
名 称	第 9 次四街道市行財政改革推進計画の策定（令和 6 年度～令和 10 年度）				
概 要	厳しい財政状況を改善し、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、行財政改革を推進する具体的な施策、改革項目等について定める第9次四街道市行財政改革推進計画を策定するもの。（計画期間：令和6～10年度）				
市民参加手続の対象とする根拠（条例第6条）	☒ 第1項第1号（市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更）				
	☐ 第1項第2号（市の基本方針を定める条例の制定・改廃）				
	☐ 第1項第3号（市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃）				
	☐ 第1項第4号（大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃）				
	☐ 第1項第5号（市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃）				
	☐ 第1項第6号（行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃）				
	☐ 第4項 （上記以外の行政活動）				
計画等決定時期 *1	R6 年 3 月 28 日策定	行政活動実施時期 *2	R6 年 4 月 1 日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載（例：計画の策定日、条例の制定日）					
*2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載（例：計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日）					
*3・・・当該行政活動の実施段階を記載（P：構想段階・計画案策定段階、D：実施段階、C：評価段階、A：見直し段階）					
市民参加手続の実施（条例第 7 条第 1 項）					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 （公告日等）*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 （公告日等）
意見提出手続 （第 1 号）	第 9 次行財政改革推進計画（案）に係るパブリックコメント	R5 年 12 月 20 日	R5 年 12 月 20 日 ～R6 年 1 月 19 日	0 人 0 件	R6 年 1 月 31 日
意見交換会手続 （第 2 号）				人	
審議会等手続 （第 3 号）	行財政改革審議会		R4 年 10 月 17 日 ～R5 年 11 月 8 日	1 人 10(3) 人	R5 年 11 月 15 日
市民会議手続 （第 4 号）				人	
その他の方法 （第 5 号）				人	
*1・・・市民会議手続：公募委員募集時期等					
*2・・・意見提出手続：上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続：上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数（カッコ内に公募委員数）、その他の方法：サンプル数等					
規定（予定）の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 経営企画部財政課 行革推進室

行政活動の名称		第9次四街道市行財政改革推進計画の策定(令和6年度～令和10年度)						
審議会等の名称		四街道市行財政改革審議会			委員数(うち公募)		10(3)人	
実施	意見を求めた日	R4年10月17日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()				
	計画等、資料の名称	第9次四街道市行財政改革推進計画(案)						
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R4年10月17日(月)	(3)	[1]	年	月	日()	() []
		R5年 2月 8日(水)	(3)	[0]	年	月	日()	() []
		R5年 8月23日(水)	(3)	[0]	年	月	日()	() []
		R5年11月 8日(水)	(3)	[0]	年	月	日()	() []
意見提出された日	R5年11月8日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()					
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。							
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。						
	公表日(公告日)・公告番号	R5年11月15日 公告第289号						
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R5年11月15日		☐ 回覧 年 月 日		
☐ その他()								

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

財 第 9 4 号
令和 4 年 10 月 17 日

四街道市行財政改革審議会
会 長 中 村 塑 様

四街道市長 鈴木 陽 介



新たな四街道市行財政改革推進計画の策定について（諮問）

四街道市行財政改革審議会条例（平成 23 年四街道市条例第 25 号）第 2 条の規定により、
下記の事項について諮問します。

記

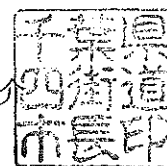
- 1 新たな四街道市行財政改革推進計画の策定について

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年11月15日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市行財政改革審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第9次四街道市行財政改革推進計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙・計画（案）のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙・計画（案）のとおりとする（計画策定当初から審議会と市が議論を重ね、その過程が計画案に反映されている）

3 その他

上記の計画（案）は、経営企画部財政課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

経営企画部財政課（Tel 043-421-6111）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(審議会等手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画(案)に係る四街道市行財政改革審議会(結果公表)

(審議会等手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画(案)に係る四街道市行財政改革審議会(結果公表)

更新: 2023年11月15日

第9次四街道市行財政改革推進計画(案)に関する四街道市行財政改革審議会への諮問

第9次四街道市行財政改革推進計画(案)について、令和4年10月17日開催の令和4年度第2回四街道市行財政改革審議会において、次のとおり諮問しました。

↓ [諮問書\(PDF: 106KB\)](#)

四街道市行財政改革審議会からの答申

令和5年11月8日開催の令和5年度第3回四街道市行財政改革審議会において、次のとおり答申を受けました。

↓ [答申書\(PDF: 28KB\)](#)

↓ [第9次四街道市行財政改革推進計画\(案\)\(PDF: 3.845KB\)](#)



四街道市行財政改革審議会会長から答申書を受け取る鈴木市長

答申に対する市の考え方について

別紙・第9次四街道市行財政改革推進計画(案)のとおりとします。(計画策定当初から審議会と市が議論を重ね、その意見が計画(案)に反映されているものであるため)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC(旧Adobe Reader)が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部財政課

電話: 043-421-6111

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

今年度終了した市民参加手続

▶ [\(意見交換会手続\) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)

▶ [\(意見交換会手続\) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について\(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

▶ [\(市民会議\) よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催しました\(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは



令和 5 年 1 1 月 8 日

四街道市長 鈴木 陽 介 様

四街道市行財政改革審議会

会 長 中 村 壘

第 9 次四街道市行財政改革推進計画の策定について（答申）

令和 4 年 1 0 月 1 7 日財第 9 4 号で諮問のありました、新たな四街道市行財政改革推進計画の策定について、慎重に審議した結果、別添「第 9 次四街道市行財政改革推進計画（案）」のとおり答申します。

なお、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれていることに鑑み、市長と職員が一丸となって、行財政改革に対する意識を高め、市民のご理解とご協力のもと、環境の変化に的確に対応できる効率的・効果的な行財政運営を確立されるよう期待します。

また、審議の過程において、本審議会委員より様々な意見や要望が出された事項については、計画策定後の進行管理において着実に成果を上げ、行財政改革の推進に努められるよう要望します。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 経営企画部財政課 行革推進室

行政活動の名称		第9次四街道市行財政改革推進計画の策定(令和6年度～令和10年度)			
周知	計画等の案、資料の名称	「第9次四街道市行財政改革推進計画」(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	R5年12月20日 公告第342号			
	その他の周知方法	☒ 広報 R5年12月15日 ☒ HP R5年12月20日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			
実施	意見提出期間	R5年12月20日	～	R6年1月19日	30 日間
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0 人 0 団体	0 件	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	意見の有無	☒ 無		☐ 有 件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	R6年1月31日 公告第28号			
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R6年1月31日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

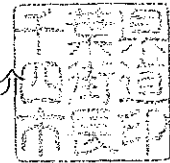
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定により公告する。

令和5年12月20日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第9次四街道市行財政改革推進計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

経営企画部財政課窓口（市役所新分館3階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したもの、点字等により意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

- 住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
経営企画部財政課行革推進室あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8920
経営企画部財政課行革推進室あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ygyokaku@city.yotsukaido.chiba.jp
経営企画部財政課行革推進室あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）まで

※ 郵送の場合は、令和6年1月19日（金）までに必着。

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く
8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期
令和6年3月上旬頃

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

経営企画部財政課行革推進室（TEL 043-421-6111）



年末年始特別警戒取り締まりを実施します

県警察本部では、12月10日(日)～6年1月3日(水)に「年末年始特別警戒取り締まり」を実施します。この間、四街道警察署管内でもパトロールや交通取り締まりなどの強化をします。

年末年始は、特に犯罪や交通事故が多く発生する期間です。皆さんも犯罪や交通事故の被害に遭わないよう注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう。

自治振興課 ☎421-6107

なにかと忙しい年末年始、交通ルールを守り、また防犯に努めて、お過ごしください



消防歳末特別警戒を実施します

消防署・消防団では、歳末を迎え住民の防火に対する関心を喚起し、火災の発生を防止するとともに、出動体制の確立を図ることを目的に歳末特別警戒を実施します。

【消防団歳末特別警戒出動式】

(雨天中止)

とき：12月26日(火)20時～20時30分
ところ：市役所第3駐車場

※路上駐車は、災害現場に出動する消防車両などの到着を遅延させますのでやめましょう

消防本部総務課

☎422-2475

【とき】
▼消防署 巡回
12月20日(水)～25日(月)20時～21時
▼消防団 巡回
12月26日(火)20時30分～21時30分
12月27日(水)～30日(土)20時～21時

【ところ】

市内全域

※消防車両で巡回します



意見募集

対象	募集期間	担当課
第2期四街道市教育振興基本計画(案)	12月19日(火)～6年1月18日(木)(必着)	教育総務課 ☎424-8924 FAX424-8923 ✉yksomu@city.yotsukaido.chiba.jp
第9次四街道市行財政改革推進計画(案)	12月20日(水)～6年1月19日(金)(必着)	財政課行革推進室 ☎421-6111 FAX424-8920 ✉ygyokaku@city.yotsukaido.chiba.jp
第3次四街道市環境基本計画(案)	12月20日(水)～6年1月19日(金)(必着)	環境政策課 ☎421-6131 FAX424-2013 ✉ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

【資料の閲覧方法】

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページなどから閲覧可

【意見提出方法】

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要事項(住所・氏名・連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

※計画(案)の閲覧および市ホームページの掲載については、募集開始日からとなります



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [実施中の市民参加手続](#) ▶

(意見提出手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集

(意見提出手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集

更新：2023年12月20日

第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集（パブリックコメントの実施）

本市では、第1次行財政改革推進計画以降、継続して計画的な行財政改革の推進に全庁をあげ取り組んできました。しかしながら、今後の財政状況は、社会保障関係経費の増加が継続することに加え、新庁舎の整備等の大型事業による公債費が増加し、厳しい状況が続くと見込まれます。また、社会情勢が変化し、市民ニーズが多様化することも想定され、さらなる行財政改革に取り組むとともに市民ニーズに的確に対応をしていくことが必要です。

そこで、今後の行財政改革の取組に関して、その方向性を示すとともに具体的な取組を計画し、実行に移すことで、環境の変化等に的確に対応できる行財政運営を推進するため、新たな行財政改革推進計画（6年度～10年度）を策定することとし、このたび、その案を作成しましたので、これに対する皆さんのご意見を募集します。

意見募集の対象

↓ [第9次四街道市行財政改革推進計画（案）（PDF：3.843KB）](#)

資料の入手及び閲覧方法

資料は、上記からダウンロード可能です。

また、市役所本庁舎（新分館3階）経営企画部財政課または市役所本庁舎（本館2階）総務部情報公開室でも閲覧できます。

（閲覧日時：土曜・日曜日・祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分）

意見募集期間

令和5年12月20日（水曜）から令和6年1月19日（金曜）※郵送の場合は必着

※持参の場合は、土曜・日曜日・祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

※脚注1 国籍、年齢等は問いません。

※脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先は必ずご記入ください。必要事項の記載がないものや単なる賛否の表明、本件に関係のない意見などは受付できません。

また、文書による提出が困難な人は、録音したもの、点字等の方法でも提出が可能です。

↓ [意見書（参考様式）（ワード：14KB）](#)

意見書様式のダウンロードができます。

持参

📁 実施中の市民参加手続

▶ [防災に関するワークショップ参加者募集](#)

🔍 情報が
見つからないときは

市役所本庁舎（新分館3階）経営企画部財政課へ持参
※土曜・日曜日・祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分

郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 経営企画部財政課行革推進室あて
※令和6年1月19日（金曜）必着

FAX

043-424-8920 経営企画部財政課あて

電子メール

電子メール記載例（PDF：34KB）

ページ下部「お問い合わせ」のメールフォームをご利用いただくか、上記の記載例を参考に作成・送信してください。（メールアドレスは記載例に記載しています。）

意見の検討結果の公表

令和6年3月上旬頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部財政課
電話：043-421-6111

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

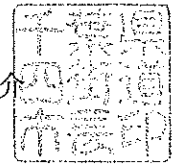


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年1月31日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第9次四街道市行財政改革推進計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見の提出はなし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した内容なし

4 その他

上記の別紙1～2は、経営企画部財政課（市役所新分館3階）の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

経営企画部財政課（電話043-421-6111）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和5年度](#)

(意見提出手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2024年1月31日

第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数0人

意見提出件数0件

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

本市では、第1次行財政改革推進計画以降、継続して計画的な行財政改革の推進に全庁をあげ取り組んできました。しかしながら、今後の財政状況は、社会保障関係経費の増加が継続することに加え、新庁舎の整備等の大型事業による公債費が増加し、厳しい状況が続くと見込まれます。また、社会情勢が変化し、市民ニーズが多様化することも想定され、さらなる行財政改革に取り組むとともに市民ニーズに的確に対応をしていくことが必要です。

そこで、今後の行財政改革の取組に関して、その方向性を示すとともに具体的な取組を計画し、実行に移すことで、環境の変化等に的確に対応できる行財政運営を推進するため、新たな行財政改革推進計画（6年度～10年度）を策定することとし、このたび、その案を作成しましたので、これに対する皆さんのご意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

意見募集の対象

[第9次四街道市行財政改革推進計画（案）（PDF：3,843KB）](#)

資料の入手及び閲覧方法

資料は、上記からダウンロード可能です。

また、市役所本庁舎（新分館3階）経営企画部財政課または市役所本庁舎（本館2階）総務部情報公開室でも閲覧できます。

（閲覧日時：土曜・日曜日・祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分）

意見募集期間

令和5年12月20日（水曜）から令和6年1月19日（金曜）※郵送の場合は必着

※持参の場合は、土曜・日曜日・祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分

意見提出ができる人

市内に住所を有する人（脚注1）

市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体

市内の事務所等に勤務する人

市内の学校に在学する人

対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

令和5年度

[\(意見提出手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施について \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画（案）」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

(意見提出手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)



※脚注1 国籍、年齢等は問いません。

※脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先は必ずご記入ください。必要事項の記載がないものや単なる賛否の表明、本件に関係のない意見などは受付できません。

また、文書による提出が困難な人は、録音したもの、点字等の方法でも提出が可能です。

[意見書\(参考様式\) \(ワード: 14KB\)](#)

意見書様式のダウンロードができます。

持参

市役所本庁舎(新分館3階) 経営企画部財政課へ持参

※土曜・日曜日・祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分

郵送

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 経営企画部財政課行革推進室あて

※令和6年1月19日(金曜) 必着

FAX

043-424-8920 経営企画部財政課あて

電子メール

[電子メール記載例 \(PDF: 34KB\)](#)

ページ下部「お問い合わせ」のメールフォームをご利用いただくか、上記の記載例を参考に作成・送信してください。(メールアドレスは記載例に記載しています。)

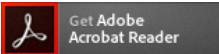
意見の検討結果の公表

令和6年3月上旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部財政課

電話：043-421-6111

[この担当課にメールを送る](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市総合計画\(基本構想・第1期基本計画\) 策定に係る四街道市総合計画審議会\(結果公表\)](#)

[防災に関するワークショップ参加者募集\(募集は終了しました\)](#)

[防災に関するワークショップ\(市民会議\)についての結果公表](#)

[\(市民会議手続\) 第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました\(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第3次四街道市環境基本計画\(案\)に係る四街道市環境審議会\(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画\(案\)に係る四街道市行財政改革審議会\(結果公表\)](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(市民会議\) よびくる会議~これからの四街道市をみんなでつくる市民会議~を開催しました\(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ\(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分~17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです!
ご用件を伺います



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部健康増進課 健康づくり係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	第 2 次健康よつかいどう 21 プランの中間評価及び計画改定				
概 要	健康増進計画、歯科口腔保健推進計画及び自殺対策計画の3計画を一体化した「第2次健康よつかいどう21プラン」(平成30年度～令和9年度)の中間評価を行い、整理した課題に対応するため、計画を改定した。				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R6 年 3 月 28 日策定	行政活動実施時期 *2	R6 年 4 月 1 日開始	実施段階(PDCA)*3	C A
*1・・・市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2・・・計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第 7 条第 1 項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第 1 号)	意見募集	R6 年 2 月 1 日	R6 年 2 月 1 日 ～R6 年 3 月 4 日	0 人 0 件	R6 年 3 月 8 日
意見交換会手続 (第 2 号)				人	
審議会等手続 (第 3 号)	保健福祉審議会		R4 年 6 月 28 日 ～R6 年 1 月 22 日	8 人 16(3) 人	R6 年 1 月 29 日
市民会議手続 (第 4 号)				人	
その他の方法 (第 5 号)	市民意識調査	R4 年 9 月 1 日	R4 年 9 月 1 日 ～R4 年 9 月 30 日	1,628 人	R5 年 4 月 3 日
*1・・・市民会議手続:公募委員募集時期等 *2・・・意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート 3【審議会等手続】

【担当課・係名】 健康増進課 健康づくり係

行政活動の名称		第2次健康よつかいどう21プラン中間評価及び計画改定						
審議会等の名称		四街道市保健福祉審議会			委員数(うち公募)		16(3)人 うち臨時 1人	
実施	意見を求めた日	R4年6月28日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()				
	計画等、資料の名称	第2次健康よつかいどう21プラン(改定版)案						
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 []内に傍聴者数	R4年6月28日(火)		(3)	[0]	R5年10月19日(木)		(1) [0]
		R5年2月24日(金)		(3)	[2]	R5年12月21日(木)		(0) [2]
		R5年5月25日(木)		(3)	[0]	R6年 1月22日(月)		(3) [3]
		R5年8月18日(金)		(1)	[1]	年 月 日()		() []
	意見提出された日	R6年1月22日		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他 ()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。なお、本案の検討のため健康づくり部会を設置しており、令和5年8月18日から令和5年12月21日までの会議は部会による審議。							
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。						
	公表日(公告日)・公告番号	R6年1月29日 四街道市公告第23号						
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R6年1月29日		☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()						

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

社 第 1 7 8 号
令和 4 年 6 月 2 8 日

四街道市保健福祉審議会
会長 矢口 廣見 様

四街道市長 鈴木 陽 介



「第2次健康よつかいどう21プラン」の中間評価について（諮問）

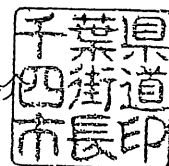
四街道市保健福祉審議会条例第2条の規定により、「第2次健康よつかいどう21プラン」の中間評価について、貴審議会の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、同条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年1月29日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市保健福祉審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第2次健康よっかいどう21プラン（改定版）案

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙計画案のとおりとする（保健福祉審議会健康づくり部会での議論を整理、集約したものであり、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため）

3 その他

上記の計画案は、四街道市健康子ども部健康増進課（四街道市保健センター）の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

四街道市健康子ども部健康増進課（Tel 043-421-6100）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)
(審議会等手続) 第2次健康よつかいどう21プラン (改定版) に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

(審議会等手続) 第2次健康よつかいどう21プラン (改定版) に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

更新：2024年1月29日

第2次健康よつかいどう21プラン (改定版) に関する四街道市保健福祉審議会への諮問

第2次健康よつかいどう21プランの改定について、令和4年6月28日開催の四街道市保健福祉審議会において次のとおり諮問しました。

[諮問書 \(PDF: 98KB\)](#)

第2次健康よつかいどう21プランの改定に係る審議会等手続の実施

審議会の経過

[第1回四街道市保健福祉審議会健康づくり部会](#)

[第2回四街道市保健福祉審議会健康づくり部会](#)

[第3回四街道市保健福祉審議会健康づくり部会](#)

四街道市保健福祉審議会からの答申

令和6年1月22日開催の四街道市保健福祉審議会において、次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF: 106KB\)](#)

[第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案 \(PDF: 1,986KB\)](#)



四街道市保健福祉審議会会長から答申書を受け取る鈴木市長

答申に対する市の考え方について

別紙最終計画案のとおりとする (保健福祉審議会健康づくり部会での議論を整理、集約したものであり、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため)

関連事項

[意見提出手続](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

[今年度終了した市民参加手続](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 \(案\) にかかる意見の募集](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画 \(案\)」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)



令和6年1月22日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市保健福祉審議会
会 長 澁 谷



第2次健康よつかいどう21プランの中間評価について（答申）

令和4年6月28日付け社第178号で諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1. 答申

第2次健康よつかいどう21プランの中間評価については、別添の第2次健康よつかいどう21プラン（改訂版）（案）のとおりとされたい。

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 健康増進課 健康づくり係

行政活動の名称		第2次健康よっかいどう21プランの中間評価及び計画改定		
方法名		アンケート調査		
方法の概要		中間評価のための基礎調査として健康に関する市民意識を把握するため、無作為抽出による市民3,500人を対象に郵送によるアンケートを実施		
周知	開始日	R4年9月1日		
	周知方法	☐ 広報 年 月 日 ☐ HP 年 月 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(対象者にアンケートを送付)		
実施	期間	R4年9月1日 ～ R4年9月30日 30日間		
	対象者	一般市民 2,000人 中学生・高校生 750人 幼児・小学生 750人	属性の傾向	無作為抽出
結果	意見の取り扱い	第2次健康よっかいどう21プランの中間評価の基礎資料とし、計画前期に実施した施策の課題を整理した。		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R5年4月3日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない
項 目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	
市民参加推進評価委員会コメント		

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [健康・福祉](#) [健康よつかいどう21プラン](#)

「第2次健康よつかいどう21プラン」中間評価のための市民意識調査報告書

「第2次健康よつかいどう21プラン」中間評価のための市民意識調査報告書

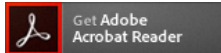
更新：2023年4月3日

「第2次健康よつかいどう21プラン」中間評価のため、20歳以上の市民2,000人、中学2年生及び高校2年生の年代750人、幼稚園年中及び小学5年生の年代750人を対象にアンケートを実施しました。調査結果につきましては、下記のファイルからご覧いただけます。アンケートにご協力いただきました皆様ありがとうございました。

[中間評価のための市民意識調査報告書 前半 \(PDF: 2,694KB\)](#)

[中間評価のための市民意識調査報告書 後半 \(PDF: 8,711KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部健康増進課

電話：043-421-6100 ファクス：043-421-2125

[この担当課にメールを送る](#)

健康よつかいどう21プラン

「第2次健康よつかいどう21プラン」中間評価のための市民意識調査報告書

[「第2次健康よつかいどう21プラン」策定のための市民意識調査報告書](#)

[第2次健康よつかいどう21プラン](#)

[健康よつかいどう21プラン
中間評価報告書](#)

[健康よつかいどう21プラン](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



「第2次健康よつかいどう21プラン」 中間評価のための市民意識調査

報告書

**令和5年3月
四街道市**

I 調査の概要

1 調査目的

現在策定されている第2次健康よつかいどう21プランの中間評価を行うための健康に関する市民意識調査を行うことを目的とする。本市における市民の健康に関する意識等を把握し、市の現状や課題などを抽出し、計画策定のための基礎資料として活用する。

2 調査対象

調査名	対象者	対象者数	調査方法
一般市民調査	20歳以上の市民を無作為抽出	2,000人	郵送配布・郵送回収
中学生・高校生調査	中学2年及び高校2年生の年代を無作為抽出	750人	郵送配布・郵送回収
幼児・小学生調査	幼稚園年中代及び小学5年生の年代を無作為抽出	750人	郵送配布・郵送回収 子ども宛で保護者による記入

3 調査期間

令和4年9月1日～令和4年9月30日

4 回収状況

調査名	対象者数	回収数	回収率
一般市民調査	2,000人	969人	48.5%
中学生・高校生調査	750人	276人	36.8%
幼児・小学生調査	750人	383人	51.1%

5 報告書の見方

- 回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものである。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合がある。同様に、複数の選択肢の合計値（例：『思う』＝「そう思う」と「まあそう思う」の合計）についても、個々の数値の合計と一致しない場合がある。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映している。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢毎の有効回答数に対して、それぞれの割合を示す。そのため、合計が100.0%を超える場合がある。
- グラフのn数（number of case）は、回答者数（サンプル数）を表す。また、図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものである。
- 表のなかで数値に色が付けられているものは、横軸に見て最も多い数値を示す。
- 本報告書において、分析手法のひとつとしてクロス集計を用いる。その際、クロス集計分析結果表の分析軸に「無回答」がある場合（例として、年齢が無回答だった場合）は表示しない。そのため、分析軸の回答者数の合計が全体の合計と一致しない場合がある。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康こども部健康増進課 健康づくり係

行政活動の名称		第2次健康よつかいどう21プラン中間評価及び計画改定				
周知	計画等の案、資料の名称	第2次健康よつかいどう21プラン(改定版)案				
	公表日(公告日)・公告番号	R6年2月1日 公告第31号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R6年2月1日	☒ HP R6年2月1日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R6年2月1日 ~ R6年3月4日		32日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向		
結果	意見の取り扱い	意見の有無	☒ 無	☐ 有	件	
		意見を反映した				件
		意見を反映しなかった				件
		その他(感想、案件以外の意見等)				件
	公表日(公告日)・公告番号	R6年3月8日 公告第51号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R6年3月8日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

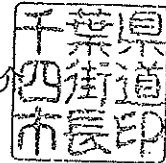
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第7条第1号の意見提出手続を行うため、同条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年2月1日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称
第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案
- (2) 計画等の案の内容
別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

健康こども部健康増進課の窓口（保健センター1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

- ア 市内に住所を有する者
住所及び氏名、連絡先
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

オ 市内の学校に在学する者

氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先

カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人

住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先

キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

健康こども部健康増進課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-421-2125

健康こども部健康増進課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykenko@city.yotsukaido.chiba.jp

健康こども部健康増進課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和6年2月1日（木）から3月4日（月）まで

※ 郵送の場合は、3月4日（月）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和6年3月

6 留意事項

(1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。

(2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

健康こども部健康増進課（Tel. 043-421-6100）



国民年金くらしのQ&A

Q 国民年金の保険料をまとめて納めると割引になると聞いたのですが、本当ですか。

A 国民年金保険料は指定の期限までに一括で納める（以下「前納」）と割引される制度があります。5年度の保険料を前納した場合の割引額については以下の表のとおりです。

	5年度前納割引額	
	口座振替	納付書・クレジットカード納付
6カ月前納	1,130円	810円
1年前納	4,150円	3,520円
2年前納	16,100円	14,830円



まとめて納めると
割引になるのね

また、現金納付で前納を希望する場合は、任意の月から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要になりますので、幕張年金事務所（☎212-8621）にお問い合わせください。

口座振替で6年度、7年度の2年分（6年4月～8年3月）および6年度の1年分（6年4月～7年3月）、前期6カ月分（6年4月～6年9月）の前納を希望する方は、6年2月末までに基礎年金番号通知書または年金手帳、金融機関届出印などを持参して、金融機関の窓口で口座振替の申込手続きをしてください。ただし、前納の口座振替が出来なかった場合、毎月引落（翌月末引落）となりますのでご注意ください。

☎ 国保年金課 ☎388-8400

意見募集

対象	募集期間	担当課
第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案	2月1日（木）～3月4日（月）	健康増進課 ☎421-6100 FAX421-2125 ✉ ykenko@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）		高齢者支援課 ☎388-8300 FAX424-2011 ✉ ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

【資料の配布方法】

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可

【意見提出方法】

募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要な事項（住所、氏名、連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います
※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

統計調査員の登録者を募集します

国や県が実施する統計調査において、調査対象となる世帯や事業者を訪問し、調査票の記入の依頼や回収を行う「統計調査員」を随時募集しています。

調査員には、国の基準に基づき、調査活動（おおむね2カ月間の任命期間）の対価として報酬が支払われます。

※参考：2年国勢調査（1調査区担当：約4万円、2調査区担当：約7万円）

【今後の主な統計調査】

- ・全国家計構造調査（6年10月1日基準日）
- ・農林業センサス（7年2月1日基準日）
- ・国勢調査（7年10月1日基準日）
- ・経済センサスー活動調査（8年6月1日基準日）

なお、応募の際は申し込み要件に同意の上、登録書の提出が必要になります。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎ 情報推進課 ☎421-2247

人員募集

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)[（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集](#)

（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集

更新：2024年2月1日

第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係るパブリックコメントの実施

第2次健康よつかいどう21プランは、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「歯科口腔保健推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」を一体化したプランです。

「四街道市総合計画」を上位計画として、その健康づくりの推進に係る分野を具体化し、国の「健康日本21（第3次）」、千葉県「健康ちば21（第3次）」、市の関連計画等との整合・調和を図りながら、市民の健康づくりを推進していくことを目的としています。

当該計画は、10年間の長期にわたる基本計画であることから、平成30年度から令和4年度までの計画前期における市の取組や健康づくりの目標値の達成状況を分析し、今年度中間評価を行いました。評価結果を踏まえ、計画後期に重点的に取り組むべき課題を整理したうえで見直しを行い、計画を改定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

対象の行政活動

第2次健康よつかいどう21プランの計画改定

関連資料

[第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案（PDF：1,990KB）](#)

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

（注釈）脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

持参 健康こども部健康増進課窓口（保健センター1階）

郵送 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市健康こども部健康増進課あて

FAX 043-421-2125 四街道市健康こども部健康増進課あて

電子申請（下記お問い合わせの「この担当課にメールを送る」より、電子申請にて提出することができます。）

意見提出の様式は自由ですが、提出意見の内容に不明な点があった場合等に使用しますので、氏名、住所、連絡先をご記入ください。

（事務所等の場合はその名称及び所在地、在学の場合は学校名及び所在地、利害関係を有する場合は利害関係を有する事項もご記入ください。）

また、提出意見は日本語で記入してください。

なお、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見募集期間

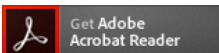
[今年度終了した市民参加手続](#)[（意見提出手続）四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）にかかる意見の募集](#)[（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)[（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集](#)[（意見提出手続）「四街道市総合計画（案）」に対する意見の募集（結果公表）](#)[（意見提出手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)[（審議会等手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)[（意見提出手続）第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（意見提出手続）第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)[（審議会等手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)[（審議会等手続）四街道市総合計画（案）に対する意見の募集（結果公表）](#)

令和6年2月1日（木曜）から3月4日（月曜）
郵送の場合は、3月4日（月曜）までに必着。
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見の検討結果の公表

令和6年3月頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部健康増進課

電話：043-421-6100 ファクス：043-421-2125

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

公表

[（市民会議手続）第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）](#)

[（審議会等手続）第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）](#)

[（審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[（審議会等手続）第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）](#)

[（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)

[（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて（結果公表）](#)

[（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)

[（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催しました（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、同条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年3月8日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した内容なし

4 その他

上記の別紙1～3は、健康こども部健康増進課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康こども部健康増進課（TEL 043-421-6100）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 第2次健康よつかいどう21プラン (改定版) 案に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 第2次健康よつかいどう21プラン (改定版) 案に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2024年3月8日

第2次健康よつかいどう21プラン (改定版) 案に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の結果公表

第2次健康よつかいどう21プラン (改定版) 案に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数0人
意見提出件数0件

第2次健康よつかいどう21プラン (改定版) 案に係るパブリックコメントの実施

第2次健康よつかいどう21プランは、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「歯科口腔保健推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」を一体化したプランです。

「四街道市総合計画」を上位計画として、その健康づくりの推進に係る分野を具体化し、国の「健康日本21 (第3次)」、千葉県「健康ちば21 (第3次)」、市の関連計画等との整合・調和を図りながら、市民の健康づくりを推進していくことを目的としています。

当該計画は、10年間の長期にわたる基本計画であることから、平成30年度から令和4年度までの計画前期における市の取組や健康づくりの目標値の達成状況を分析し、今年度中間評価を行いました。評価結果を踏まえ、計画後期に重点的に取り組むべき課題を整理したうえで見直しを行い、計画を改定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

対象の行政活動

第2次健康よつかいどう21プランの計画改定

関連資料

[第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案 \(PDF: 1,990KB\)](#)

意見提出ができる人

市内に住所を有する人 (脚注1)
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する人
市内の学校に在学する人
対象の行政活動に利害関係を有する人 (脚注2)

(注釈) 脚注1 国籍、年齢等は問いません。

(注釈) 脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

持参 健康こども部健康増進課窓口 (保健センター1階)

今年度終了した市民参加手続

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 \(案\) にかかる意見の募集](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画 \(案\)」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)



郵送 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市健康こども部健康増進課あて
FAX 043-421-2125 四街道市健康こども部健康増進課あて
電子申請（下記お問い合わせの「この担当課にメールを送る」より、電子申請にて提出することができます。）

意見提出の様式は自由ですが、提出意見の内容に不明な点があった場合等に使用しますので、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
（事務所等の場合はその名称及び所在地、在学の場合は学校名及び所在地、利害関係を有する場合は利害関係を有する事項もご記入ください。）
また、提出意見は日本語で記入してください。
なお、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見募集期間

令和6年2月1日（木曜）から3月4日（月曜）
郵送の場合は、3月4日（月曜）までに必着。
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見の検討結果の公表

令和6年3月頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

健康こども部健康増進課
電話：043-421-6100 ファクス：043-421-2125

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表](#)

[（市民会議手続）第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）](#)

[（審議会等手続）第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）](#)

[（審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[（審議会等手続）第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）](#)

[（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)

[（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて（結果公表）](#)

[（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)

[（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催しました（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定				
概 要	老人保健法及び介護保険法に基づき、高齢者の保健・福祉全般や介護保険サービス等の施策の方向性について定めるもの。(計画期間:令和6年度から令和8年度)				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R6年3月28日策定	行政活動実施時期 *2	R6年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	パブリックコメント	R6年2月1日	R6年2月1日 ～R6年3月4日	1 人 12 件	R6年3月12日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	保健福祉審議会		R5年5月25日 ～R6年1月22日	6 人 15(3) 人	R6年1月31日
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)	市民アンケート	R5年6月7日	R5年6月7日 ～R5年6月30日	1,069 人	R6年3月28日
その他の方法 (第5号)	事業所アンケート	R5年7月10日	R5年7月10日 ～R5年7月19日	69 人	R6年7月12日
その他の方法 (第5号)	意見交換会	R5年6月11日	R5年6月11日 ～R5年6月27日	96 人	R6年7月12日
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課賦課給付係

行政活動の名称		四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定					
審議会等の名称		四街道市保健福祉審議会			委員数(うち公募)		15(3)人
実施	意見を求めた日	R5年5月25日		☒ 諮問 ☐ 依頼 ☐ その他 ()			
	計画等、資料の名称	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画(案)					
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 〔 〕内に傍聴者数	R5年 5月25日(木)	(3)	〔0〕	R6年 1月22日(月)	(3)	〔3〕
		R5年 8月23日(水)	(2)	〔0〕	年 月 日()	()	〔 〕
		R5年11月20日(月)	(2)	〔2〕	年 月 日()	()	〔 〕
		R6年 1月12日(金)	(2)	〔1〕	年 月 日()	()	〔 〕
	意見提出された日	R6年 1月22日(月)		☒ 答申 ☐ 提言 ☐ その他()			
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。						
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。					
	公表日(公告日)・公告番号	R6年1月31日 公告第30号					
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日		☒ HP R6年1月31日		☐ 回覧 年 月 日	
		☐ その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

社 第 1 2 1 号
令和 5 年 5 月 2 5 日

四街道市保健福祉審議会
会長 矢口 廣見 様

四街道市長 鈴木 陽 介



四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第9期計画の策定
について（諮問）

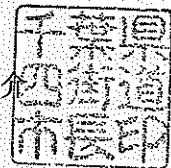
四街道市保健福祉審議会条例第2条の規定により、四街道市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画 第9期計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、同条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年1月31日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市保健福祉審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画案

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙計画案のとおりとする（高齢者部会での議論を整理、集約したものであり、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため）

3 その他

上記の計画案は、四街道市福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

四街道市福祉サービス部高齢者支援課（TEL 043-388-8300）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和5年度](#)

(審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

(審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 (結果公表)

更新：2024年1月31日

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に関する四街道市保健福祉審議会への諮問

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定について、令和5年5月25日開催の四街道市保健福祉審議会において次のとおり諮問しました。

↓ [諮問書 \(PDF: 104KB\)](#)

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定に係る審議会等手続の実施

審議会の経過

第1回四街道市保健福祉審議会高齢者部会

第2回四街道市保健福祉審議会高齢者部会

第3回四街道市保健福祉審議会高齢者部会

四街道市保健福祉審議会からの答申

令和6年1月22日開催の四街道市保健福祉審議会において、次のとおり答申を受けました。

↓ [答申書 \(PDF: 116KB\)](#)

↓ [四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画 \(案\) \(PDF: 13.413KB\)](#)



四街道市保健福祉審議会会長から答申書を受け取る鈴木市長

答申に対する市の考え方について

別紙最終計画案のとおりとする (保健福祉審議会高齢者部会での議論を整理、集約したものであり、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため)

関連事項

[意見提出手続](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

令和5年度

▶ [\(意見提出手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続 \(パブリックコメント\) の実施について \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画 \(案\)」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

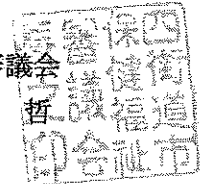
▶ [\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市総合計画 \(基本構想・第1期基本計画\) 策定に係る四街道市総合計画審議会 \(結果](#)

令和6年1月22日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市保健福祉審議会
会 長 澁 谷



四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第9期計画について(答申)

令和5年5月25日付け社第121号で諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

1. 答申

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第9期計画については、別添の
四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第9期計画(案)のとおりとされ
たい。

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課賦課給付係

行政活動の名称		四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定		
方法名		アンケート調査		
方法の概要		市内に住所のある要支援・要介護認定者1,600名に対して郵送方式により実施		
周 知	開始日	R5 年 5 月 19 日		
	周知方法	☒ 広報 R5年6月1日 ☒ HP R5年5月19日 ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(対象者宛てに郵送)		
実 施	期間	R5 年 6 月 7 日 ～ R5 年 6 月 30 日		24 日間
	対象者	市内在住の要支援・要介護認定者 1,600 名	属性の傾向	左記のとおり
結 果	意見の取り扱い	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定に際し、本市の高齢者福祉や介護保険事業にかかる課題として整理し、今後必要となるサービス量の推計や、各種施策内容を検討する際の参考とした。		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R6 年 3 月 28 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)	アンケート結果は計画書に記載		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント



アンケート調査の回答にご協力ください

市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期計画)

現在市では、6～8年度の3カ
年の期間における「四街道市高齢
者保健福祉計画及び介護保険事業
計画(第9期計画)」の策定を進め
ております。

この策定に当たって、市内の要
支援・要介護認定者の中から無作
為に抽出した1600人を対象に、
アンケート調査を実施します。

ご自宅にアンケート用紙が届い
た皆さんにおかれましては、アン
ケート調査へのご協力をお願いし
ます。

調査方法…郵送

調査時期…6月

⑤ 高齢者支援課

☎388-8300



骨髄移植ドナー支援制度を行っています

市では、骨髄バンク事業で骨
髄・末梢血幹細胞を提供したド
ナーと、そのドナーが従事する事
業所に対して助成する制度を行っ
ています。

なお、他市町村から同様の助成
をすでに受けている場合は、助成
の対象となりませんのでご注意く
ださい。

助成額

・ドナー…提供のために要した通
院などの日数×2万円(上限7

日間)

・事業所…上記ドナーに対してド
ナー休暇を与えた日数×1万円
(上限7日間)

申請方法

提供が完了した翌日から1年以
内に保健センター窓口または郵送
で申請

※申請に必要な添付書類や詳細
は、市のホームページをご覧い
ただくかお問い合わせください

⑤ 健康増進課 ☎421-6100

委員募集

審議会等名	職務内容	募集人数	任期	募集期間	担当課
市行財政改革 審議会	行財政改革の推進に関する 調査や審議	3人	12月1日～ 7年11月30日(2年間)		財政課行革推進室 ☎421-6111
市男女共同 参画審議会	男女共同参画推進計画に 関する調査や審議	3人	10月～7年9月30日 (2年間)(予定)	6月1日(木) ～30日(金)	政策推進課 ☎421-6161
図書館協議会	図書館奉仕につき、 意見を述べるもの	2人	9月1日～ 7年8月31日(2年間)		図書館 ☎423-5411

応募要件…市内在住で、任期中の会議に出席
できる人

報酬など…委員報酬と交通費を支給

応募方法…募集期間内に応募用紙とレポート
を担当課に提出

※原則、公募委員が兼職できる審議会等の数は2を限度としています。
また、審議会等の委員となることができるのは6年までです

※詳細は、各募集要項をご覧ください。募集要項は担当課窓口(平日の
み)、市ホームページなどから入手可

※ご不明な点は市ホームページまたは担当課にお問い合わせください

普通救命講習(Ⅲ)

とき…7月15日(土)9時～12時

ところ…わろうべの里 多目的ホール

対象者…市内在住・在勤・在学の方 ※見学不可

内容…応急手当の目的や必要性などについて、心
肺蘇生法(対小児・乳幼児)、止血法

※受講者には、救命講習修了証を交付

定員…先着30人

(10人未満の場合は中止)

申し込み…6月5日(月)～16日(金)(平日8時30分～
17時15分)に電話で消防本部警防課

※詳細は市ホームページまたは同課へお問い合わせください

⑤ 消防本部警防課 ☎422-2493





検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [主な施策・計画・取り組み](#) ▶ [構想・計画](#) ▶ [健康・福祉](#) ▶ [四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画](#) ▶

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画のアンケート調査

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画のアンケート調査

更新：2023年5月19日

現在市では、6～8年度の3カ年の期間における「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期計画）」の策定を進めております。

この策定に当たって、市内の要支援・要介護認定者の中から無作為に抽出した1,600人を対象に、アンケート調査を実施します。

ご自宅にアンケート用紙が届いた皆さんにおかれましては、アンケート調査へのご協力をお願いいたします。

調査方法

- 郵送

調査時期

- 6月

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

- ▶ [四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画](#)
- ▶ [四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画](#)
- ▶ [四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第7期計画](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のためのアンケート

（在宅介護実態調査）

ご協力をお願い

日ごろより、市政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

四街道市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため、「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第9期計画」の策定のための作業を進めています。そのために、介護保険に関する意識や福祉サービスの利用状況などについて伺い、施策の改善や充実を図るためのアンケート調査を行うこととしました。

この調査は、要支援・要介護認定を受けて市内にお住まいの1,600名の皆様を対象としています。国が定めた質問項目に基づき実施しており、全国で行われています。

調査票の設問が多く、回答の際にはお手数をおかけしますが、なにとぞ趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年6月

四街道市長 鈴木 陽介

記入についてのお願い

- 1 問1～問13は、できるだけ宛名のご本人がご記入ください。もしご本人がご記入できない場合は、ご家族等がご本人からお話を聞いてご記入ください。
- 2 問14～問25-3は、介護をしているご家族の方がご記入ください。
- 3 濃い鉛筆または黒のボールペンで記入してください。
- 4 お答えは、あてはまる項目の番号に○印をつけてください。
- 5 お答えにくい設問については無理にお答えいただかなくても結構です。

- ・記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

6月30日（金）までに

ご返送ください。

- ・調査票、返信用封筒には住所、氏名を記入する必要はありません。
- ・調査についてのご質問などがありましたら、以下までお問い合わせください。

四街道市福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係 電話（388）8300（直通）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [健康・福祉](#)

[四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画](#) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画

更新：2024年3月28日

高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で健康でいきいきと生活できるまちの実現に向け、第9期計画を策定しました。

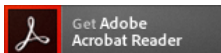
これまで、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年を目標に、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを続けてきました。第9期計画においては、この地域包括ケアシステムをより深化・推進できるよう、様々な事業を実施していきます。

計画期間

令和6年度から令和8年度

[高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画（PDF：11,217KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画

[四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画](#)

[四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第7期計画](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



四街道市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画

第 9 期計画

(計画期間：令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月

四 街 道 市

3. アンケート調査結果からみた現状

本市では、計画策定に向け、その基礎資料とすべく、介護保険サービスの利用状況、普段の生活状況、介護保険制度に関する意見・要望などを伺い、施策の改善や充実を図るためアンケート調査を実施しました。

調査名	調査対象
1. 健康とくらしの調査	市内在住の65歳以上の高齢者、要支援認定者等、3,000名
2. 在宅介護実態調査	市内在住の要支援・要介護認定者、1,600名

<回収状況>

調査名	発送数（件）	回収数（件）	回収率（%）
1. 健康とくらしの調査	3,000	2,055	68.5
2. 在宅介護実態調査	1,600	1,069	66.8

- * 無回答が多い設問については、そのことを念頭に置いて、各選択肢の数字をみる必要があります。
- * 図表中の「n」は、各設問に該当する回答者の総数であり、回答率（%）の分母をあらわしています。

1 健康とくらしの調査

国の示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き」に基づき判定しています。

（1）フレイル※あり割合

設問	定義
・バスや電車、自家用車を使って1人での外出が「できない」 ・自分で買い物が「できない」 ・自分で預貯金の出し入れが「できない」 ・友人宅を訪問することがあるで「いいえ」 ・家族や友人の相談にのることがあるかで「いいえ」 ・階段を手すりや壁をつたわずに昇ることが「できない」 ・座った状態から何もつかまらず立ち上がることが「できない」 ・15分くらい続けて歩くことが「できない」 ・過去1年間の転倒経験が「何度もある」「1度ある」 ・転倒に対する不安が「とても不安である」「やや不安である」 ・半年間の2～3kg以上の体重減少で「はい」 ・BMI=18.5未満 ・半年前より固いものが食べにくくなったで「はい」 ・お茶や汁物などでむせることがあるで「はい」 ・口の渇きが気になるかで「はい」 ・外出頻度で「月1～3回」「年に数回」「していない」 ・昨年と比べた外出回数で「とても減っている」「減っている」 ・周りの人から物忘れがあるとされるで「はい」 ・自分で番号を調べて電話をかけるかで「いいえ」 ・今日が何月何日か分からない時があるで「はい」 ・（ここ2週間）毎日の充実感の喪失で「はい」 ・（ここ2週間）楽しめなくなったかで「はい」 ・（ここ2週間）おっくうになったかで「はい」 ・（ここ2週間）役に立つ人間に思えないかで「はい」 ・（ここ2週間）わけもなく疲れを感じるで「はい」	25項目中 8項目以上該当

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課賦課給付係

行政活動の名称		四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定		
方法名		アンケート調査		
方法の概要		市内に所在地のある介護保険サービス事業所に対して電子メール方式により実施		
周知	開始日	R5 年 7 月 10 日		
	周知方法	☐ 広報 ☐ HP ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(対象者あてに電子メール送付)		
実施	期間	R5 年 7 月 10 日 ～ R5 年 7 月 19 日 10 日間		
	対象者	市内の介護サービス事業所 134 か所	属性の傾向	左記のとおり
結果	意見の取り扱い	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第 9 期計画の策定に際し、本市の高齢者福祉や介護保険事業にかかる課題として整理し、今後必要となるサービス量の推計や、各種施策内容を検討する際の参考とした。		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R6 年 7 月 12 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)	公開会議である令和 5 年 8 月 23 日開催の保健福祉審議会にて会議資料として配布		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

第9期計画策定に向けてのアンケート調査

事業所名：_____

(担当者：_____)

※お手数ですが、サービス種別ごとに調査票の作成をお願いいたします。

問1 貴事業所が現在実施しているサービスは、つぎのどれですか。(回答欄に1つ入力)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 訪問介護（総合事業含む） | 2 訪問入浴介護※ |
| 3 訪問看護※ | 4 訪問リハビリテーション※ |
| 5 通所介護（総合事業含む） | 6 通所リハビリテーション※ |
| 7 短期入所生活介護※ | 8 短期入所療養介護※ |
| 9 福祉用具貸与・販売※ | 10 特定施設入居者生活介護※ |
| 11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 12 認知症対応型通所介護※ |
| 13 地域密着型通所介護（総合事業含む） | 14 小規模多機能型居宅介護※ |
| 15 看護小規模多機能型居宅介護 | 16 認知症対応型共同生活介護※ |
| 17 介護老人福祉施設 | 18 地域密着型介護老人福祉施設 |
| 19 介護老人保健施設 | ※は、介護予防を含む |

回答欄：()

問2 令和5年7月1日時点の貴事業所の定員数と稼働状況についておたずねします。貴事業所の①定員数 ②一カ月あたりの平均利用者数をお答えください。(サービス種別によっては、定員を「最大利用者数」と読み替えてお答えください。その場合、①と②が同じ数でも差支えありません。)また、③利用をお断りしている場合がありますらお答えください。

- ① 定員数・・・ 人 ②令和5年5月の平均利用者数・・・ 人
- ③ 利用のお断りの有無(あり か なし でお答えください)

問3 事業を運営する上での課題は何ですか。(回答欄に3つまで入力)

- 1 新規利用者の獲得が困難
- 2 利用者1人あたりの利用料が少ない
- 3 設備・スタッフなどが不足し量的に利用者のニーズに応えられない
- 4 利用者や家族が介護保険制度やサービスをよく理解していない
- 5 利用者の身体状況の把握が難しい
- 6 利用者からの苦情や事故への対応
- 7 訪問や送迎が非効率(エリアが広い等)
- 8 入居者の認知症が重度化した場合の対応
- 9 スタッフの確保
- 10 スタッフが短期間で離職してしまう
- 11 スタッフの人材育成

第9期計画策定に向けてのアンケート調査

事業所名： (担当者名：)

問1 令和5年7月1日時点の貴事業所の稼働状況についておたずねします。貴事業所の①介護支援専門員数 ②ケアプラン作成数をお答えください。また、③利用をお断りしている場合がありますらお答えください。

①介護支援専門員数	人（常勤	人、非常勤	人）
②令和5年5月のケアプラン作成数	件（予防	件、介護：	件）
③利用のお断りの有無（ <u>あり</u> か <u>なし</u> ）でお答えください）			回答欄：

問2 事業を運営する上での課題は何ですか。（回答欄に3つまで入力）

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| 1 新規利用者の獲得が困難 | 7 訪問や送迎が非効率（エリアが広い等） |
| 2 利用者1人あたりの利用料が少ない | 8 スタッフの確保 |
| 3 設備・スタッフなどが不足し量的に利用者のニーズに応えられない | 9 スタッフの人材育成 |
| 4 利用者や家族が介護保険制度やサービスをよく理解していない | 10 他のサービス事業所との競合が激しい |
| 5 利用者の身体状況の把握が難しい | 11 他のサービス事業所との連携 |
| 6 利用者からの苦情や事故への対応 | 12 介護報酬が低い |
| 7 入居者の認知症が重度化した場合の対応 | |
| 8 スタッフが短期間で離職してしまう | |
| 9 責任者など中堅人材の確保・育成 | |
| 10 他職種との連携 | |
| 11 医療機関との連携 | |
| 12 その他（ | ） |
| 13 特に課題はない | |

回答欄：（ ）

問3 職員から利用者への不適切な対応を防止するために、どのような取り組みをしていますか？（回答欄にあてはまるものすべて入力）

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 虐待防止や身体拘束廃止についての研修の実施 | |
| 2 認知症の方のアセスメントやケアについての研修の実施 | |
| 3 勤務体制の工夫 | |
| 4 ヒヤリハットや事故報告の検討 | |
| 5 負担やストレスを軽減する取り組み | |
| 6 介護記録の確認 | |
| 7 職員間の報告、連絡、相談体制 | |
| 8 その他（ | ） |

回答欄：（ ）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [健康・福祉](#) [介護保険](#) [お知らせ](#)

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画策定に係る意見聴取の結果について

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画策定に係る意見聴取の結果について

更新：2024年7月12日

四街道市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定のために実施した、介護事業所や介護団体等からの意見聴取の結果は下記のとおりでした。

[意見聴取（介護団体等）（PDF：122KB）](#)

[意見聴取（介護事業所）（PDF：147KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

お知らせ

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画策定に係る意見聴取の結果について

[介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について](#)

[介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備運営事業候補者を選定しました](#)

[保険者機能強化推進交付金に係る各種情報の公表について](#)

[介護保険料の納入通知書を送付します](#)

[重大製品事故に係る公表について](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



第9期計画策定に係る意見聴取(介護事業所向け)の結果について(報告)

1. 調査実施の目的

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画」の改定に向け、その基礎資料とすべく、市内介護事業所から、事業所運営や稼働状況の課題を伺い、介護人材確保、施設整備等の施策の改善や充実を図るため。

2. 調査方法と回収状況

調査方法: 市内介護事業所へのアンケート調査

調査期間: 令和5年7月10日(月)から令和5年7月19日(水)

依頼状況: 市内居宅介護支援事業所22か所、その他市内介護事業所112か所へ依頼。

回答状況: 市内居宅介護支援事業所16か所、その他市内介護事業所53か所より回答。

3. 調査項目

問1 事業を運営する上での課題は何ですか。 (あてはまるものを3つまで回答可能)	回答	割合
1 新規利用者の獲得が困難	15	21.7%
2 利用者1人あたりの利用料が少ない	13	18.8%
3 設備・スタッフ不足で量的に利用者のニーズに応えられない	16	23.2%
4 利用者や家族が介護保険制度やサービスをよく理解していない	5	7.2%
5 利用者の身体状況の把握が難しい	0	0.0%
6 利用者からの苦情や事故への対応	3	4.3%
7 訪問や送迎が非効率(エリアが広い等)	3	4.3%
8 入居者の認知症が重度化した場合の対応	7	10.1%
9 スタッフの確保	38	55.1%
10 スタッフが短期間で離職してしまう	5	7.2%
11 スタッフの人材育成	20	29.0%
12 責任者など中堅人材の確保・育成	16	23.2%
13 他のサービス事業所との競合が激しい	4	5.8%
14 他職種との連携	1	1.4%
15 他のサービス事業所との連携	4	5.8%
16 医療機関との連携	4	5.8%
17 介護報酬が低い	16	23.2%
18 その他	10	14.5%
19 特に課題はない	2	2.9%
【18 その他】(抜粋) ・逝去・入院・入所が多く、利用期間が短いこと。(訪問看護、認知症対応型通所介護) ・受け持ちの人数が多くなり事務処理の時間が取れない(居宅介護支援事業所)		

【備考】

問1表の割合は、各選択肢の回答数に対し、アンケート回答事業所総数で除して算出している。アンケートに回答した事業所のうち、運営上の課題として各選択肢を挙げた事業所の割合を示す。

【集計結果】

1位 9 スタッフの確保(55.1%) 2位 11 スタッフの人材育成(29.0%)

3位 3 設備・スタッフ不足で量的に利用者のニーズに応えられない(23.2%)

12 責任者など中堅人材の確保・育成(23.2%) 17介護報酬が低い(23.2%)

アンケートに回答した事業所のうち、運営上の課題として「スタッフの確保」を挙げた事業所が半数以上存在するうえ、回答数上位5項目のうち、4項目が人材に関する課題となっている。

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課賦課給付係

行政活動の名称		四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定		
方法名		対面による意見交換会		
方法の概要		市内介護家族団体との意見交換		
周 知	開始日	R5 年 6 月 11 日		
	周知方法	☐ 広報 ☐ HP ☐ 回覧 年 月 日 ☒ その他(実施団体の会合に市職員が参加)		
実 施	期間	R5 年 6 月 11 日 ～ R5 年 6 月 27 日		17 日間
	対象者	認知症本人 8 人、家族 57 人、運営スタッフ 31 人	属性の傾向	左記のとおり
結 果	意見の取り扱い	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第 9 期計画の策定に際し、本市の高齢者福祉や介護保険事業にかかる課題として整理し、今後必要となるサービス量の推計や、各種施策内容を検討する際の参考とした。		
	公表方法	☐ 広報 年 月 日 ☒ HP R6 年 7 月 12 日 ☐ 回覧 年 月 日 ☐ その他()		
	備考(特記事項)	公開会議である令和 5 年 8 月 23 日開催の保健福祉審議会にて会議資料として配布		

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [健康・福祉](#) [介護保険](#) [お知らせ](#)

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画策定に係る意見聴取の結果について

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画策定に係る意見聴取の結果について

更新：2024年7月12日

四街道市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定のために実施した、介護事業所や介護団体等からの意見聴取の結果は下記のとおりでした。

[意見聴取（介護団体等）（PDF：122KB）](#)

[意見聴取（介護事業所）（PDF：147KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

お知らせ

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画策定に係る意見聴取の結果について

[介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について](#)

[介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備運営事業候補者を選定しました](#)

[保険者機能強化推進交付金に係る各種情報の公表について](#)

[介護保険料の納入通知書を送付します](#)

[重大製品事故に係る公表について](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



第9期計画策定に係る意見聴取の結果について（報告）

1. 調査実施の目的

「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第9期計画」の策定に向け、その基礎資料とすべく、利用者や家族等から、地域包括ケアシステム構築・充実に向け必要と思われるサービスや課題を伺い、施策の改善や充実を図るため。

2. 介護家族団体との意見交換

方法：対面による意見交換会

日時：令和5年6月27日（火）

参加人数：17人

【主な意見】

- ・緊急通報装置制度は非常に助かっている。
- ・介護用品券の要件をもう少し緩和してほしい。
- ・シニア世代では「社会に貢献したい」「仲間が欲しい」と思っている人が多いので、活躍の場や仲間づくりを支援する取り組みが必要。
- ・いつでも、どこでも、だれでも、気軽に参加できる居場所が欲しい。
- ・免許返納後の移動手段の確保について。
- ・介護従事者不足への対策について。
- ・高齢者施設、在宅看取りサービス（訪問診療、訪問看護）を増やしてほしい。
- ・『認知症基本法』への対応について など

3. 認知症カフェ（オレンジカフェ）におけるアンケート

方法：市内5か所の認知症カフェを訪問し、参加者（家族）、及び運営スタッフにアンケートを実施

日時：令和5年6月11日（日）～25日（日）

人数：本人8人、家族40人、スタッフ31人

【主な質問と回答（ご本人）】

今後どのような生活を送りたいか。

- ・気軽に（専門職に）相談できる場所がある。アドバイスをしてくれる人がいる。
- ・お金の管理・契約に関する情報が得られる。地域の見守り支援がある。
- ・同じ悩みを持つ人と接する場がある。（語り合う場がある）

今困っていることは何ですか。

- ・自由に行動できない。火を消し忘れる。すぐ忘れてしまう。
- ・独居、寂しさを感じる。

【主な質問と回答（ご家族）】

介護について、困ることや負担に感じることは。

- ・家を留守にできず、自由に行動できない。同じことを何度も聞かれる。
- ・介護に協力してくれる人がいない。相談する相手がいない。
- ・精神的に辛い。十分な睡眠をとることができない。

家族としてどのような支援があったらいいと思うか。

- ・気軽に相談できる窓口、身近な相談相手、同じ悩みを持つ話し相手（と接する機会）
- ・地域の見守り支援、専門医療機関に関する情報
- ・定年間際の男性への普及啓発

【主な質問と回答（スタッフ）】

オレンジカフェ継続のために必要な支援

- ・オレンジカフェの周知啓発（参加者が少ない。）
- ・運営スタッフの養成、専門職（多職種）による支援、運営者の交流の機会
- ・運営費用の補助、運営方法やプログラムに関する補助、送迎の支援

認知症の方が自分らしく生活するために必要なこと

- ・地域住民の理解、地域におけるサポート体制の充実（日常生活における支援）
- ・「認知症」という言葉に縛られず、物忘れや失敗があっても共に生きること
- ・多世代の認知症理解、認知症を自分事としてとらえる学びの場、認知症サポーター
- ・徘徊しても大丈夫な環境、本人の意見を言える機会

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課賦課給付係

行政活動の名称		四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画				
	公表日(公告日)・公告番号	R6年2月1日 公告第32号				
	その他の周知方法	☒ 広報 R6年2月1日	☒ HP R6年2月1日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				
実施	意見提出期間	R6年2月1日 ~ R6年3月4日		32日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	1 人 0 団体	1 件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	☐ 無	☒ 有	12 件	
		意見を反映した				1 件
		意見を反映しなかった				11 件
		その他(感想、案件以外の意見等)				0 件
	公表日(公告日)・公告番号	R6年3月12日 公告第53号				
	その他の公表方法	☐ 広報 年 月 日	☒ HP R6年3月12日	☐ 回覧 年 月 日		
		☐ その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項 目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

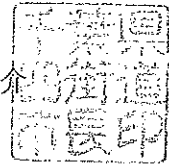
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成 19 年条例第 5 号。以下、「条例」という。）第 7 条第 1 号の意見提出手続を行うため、条例第 9 条第 1 項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成 19 年規則第 3 号。以下、「規則」という。）第 3 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 2 月 1 日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第 9 期計画（案）

※但し、介護保険料の設定に関する部分を除く。（条例第 6 条第 2 項第 5 号に該当）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

福祉サービス部高齢者支援課の窓口（市役所本館 1 階）及び情報公開室（市役所本館 2 階）で閲覧できるほか、四街道市ホームページ<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>に掲載する。なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第 6 条第 1 項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
福祉サービス部高齢者支援課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2011
福祉サービス部高齢者支援課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp
福祉サービス部高齢者支援課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和6年2月1日（木）から3月4日（月）まで

※ 郵送の場合は、3月4日（月）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和6年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課 (Tel 043-388-8300)



国民年金くらしの Q & A

Q 国民年金の保険料をまとめて納めると割引になると聞いたのですが、本当ですか。

A 国民年金保険料は指定の期限までに一括で納める（以下「前納」）と割引される制度があります。5年度の保険料を前納した場合の割引額については以下の表のとおりです。

	5年度前納割引額	
	口座振替	納付書・クレジットカード納付
6カ月前納	1,130円	810円
1年前納	4,150円	3,520円
2年前納	16,100円	14,830円



また、現金納付で前納を希望する場合は、任意の月から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要になりますので、幕張年金事務所（☎212-8621）にお問い合わせください。

口座振替で6年度、7年度の2年分（6年4月～8年3月）および6年度の1年分（6年4月～7年3月）、前期6カ月分（6年4月～6年9月）の前納を希望する方は、6年2月末までに基礎年金番号通知書または年金手帳、金融機関届出印などを持参して、金融機関の窓口で口座振替の申込手続きをしてください。ただし、前納の口座振替が出来なかった場合、毎月引落（翌月末引落）となりますのでご注意ください。

☎ 国保年金課 ☎388-8400

意見募集

対象	募集期間	担当課
第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案	2月1日（木）	健康増進課 ☎421-6100 FAX421-2125 ✉ ykenko@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）	～3月4日（月）	高齢者支援課 ☎388-8300 FAX424-2011 ✉ ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

【資料の配布方法】

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可

【意見提出方法】

募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要事項（住所、氏名、連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います
※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

統計調査員の登録者を募集します

国や県が実施する統計調査において、調査対象となる世帯や事業者を訪問し、調査票の記入の依頼や回収を行う「統計調査員」を随時募集しています。

調査員には、国の基準に基づき、調査活動（おおむね2カ月間の任命期間）の対価として報酬が支払われます。

※参考：2年国勢調査（1調査区担当：約4万円、2調査区担当：約7万円）

【今後の主な統計調査】

- ・全国家計構造調査（6年10月1日基準日）
- ・農林業センサス（7年2月1日基準日）
- ・国勢調査（7年10月1日基準日）
- ・経済センサスー活動調査（8年6月1日基準日）

なお、応募の際は申し込み要件に同意の上、登録書の提出が必要になります。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎ 情報推進課 ☎421-2247

人員募集

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和5年度](#)

(意見提出手続) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 (案) にかかる意見の募集

(意見提出手続) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 (案) にかかる意見の募集

更新：2024年2月1日

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定に係るパブリックコメントの実施

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の心身の健康の保持に資するための事業や、高齢者の健康づくりのための主体的活動への支援策等も含めた保険・福祉全般にわたるサービス提供体制を確保する計画として策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、要支援・要介護認定者等が、心身の状況に応じた介護保険サービスを、自らの選択によって事業者や施設から適切に受けられる体制を確保する計画として策定するものです。

両計画は、相互に密接に関連しており、一体的な施策展開が求められるところから、四街道市では両計画を一体のものとして策定しています。

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3力年の計画となり、今年度で計画期間が終了することから、第9期計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

計画等の案の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画 (案)

計画等の案の入手方法

窓口閲覧

市役所本館1階高齢者支援課窓口
市役所本館2階情報公開室

(注釈) 窓口閲覧は、令和6年2月1日(木曜)から3月4日(月曜)までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

ファイルダウンロード

[計画案 \(PDF: 13,640KB\)](#)

意見募集期間

令和6年2月1日(木曜)から3月4日(月曜)

(注釈) 持参の場合は、8時30分から17時15分まで(土曜、日曜、祝日を除く。)

(注釈) 郵送の場合は、3月4日(月曜)必着

意見提出ができる人

市内に住所を有する人(脚注1)
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する人
市内の学校に勤務する人
対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

(注釈) 国籍、年齢等は問いません。

(注釈) 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

令和5年度

(意見提出手続) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 (案) にかかる意見の募集

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン\(改定版\)案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画\(案\)」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会\(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン\(改定版\)に係る四街道市保健福祉審議会\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市総](#)

[計画\(×計画\) AIチャットボットです! 本計画\) ご用件を伺います 総合計画審議会 \(結果公表\)](#)



意見提出の方法

持参
郵送
FAX

電子申請（下記リンクより、電子申請にて提出することができます。）

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

持参（市役所本館1階高齢者支援課）
郵送（284-8555 四街道市鹿渡無番地 高齢者支援課あて）
FAX（043-424-2011）
電子メール（ykoreiアットマークcity.yotsukaido.chiba.jp）

脚注：上記のアットマークを@に置き換えて返信してください。

[意見書参考様式（ワード：18KB）](#)

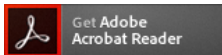
意見書様式（WORD）のダウンロードができます。

意見の検討結果の公表

令和6年3月頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

その他

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

公表

[（市民会議手続）第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）](#)

[（審議会等手続）第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）](#)

[（審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[（審議会等手続）第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）](#)

[（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)

[（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて（結果公表）](#)

[（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)

[（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催しました（結果公表）](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います

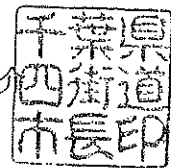


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年3月12日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

別紙3のとおり

4 その他

上記計画案は、福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課（TEL 043-388-8300）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [過去の市民参加手続](#) [市民参加手続対象とした行政活動](#) [令和5年度](#)

(意見提出手続) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 (案) にかかる意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 (案) にかかる意見の募集 (結果公表)

更新：2024年3月12日

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定に係るパブリックコメントの結果公表

意見の提出状況

意見提出者数：1人
意見提出件数：12件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

[意見の概要及び意見に対する市の考え方 \(PDF：302KB\)](#)

パブリックコメントを経て修正した内容

[修正内容一覧表 \(PDF：57KB\)](#)

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定に係るパブリックコメントの実施

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の心身の健康の保持に資するための事業や、高齢者の健康づくりのための主体的活動への支援策等も含めた保険・福祉全般にわたるサービス提供体制を確保する計画として策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、要支援・要介護認定者等が、心身の状況に応じた介護保険サービスを、自らの選択によって事業者や施設から適切に受けられる体制を確保する計画として策定するものです。

両計画は、相互に密接に関連しており、一体的な施策展開が求められるところから、四街道市では両計画を一体のものとして策定しています。

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第8期計画は、令和3年度から令和5年度までの3カ年の計画となり、今年度で計画期間が終了することから、第9期計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました

計画等の案の名称

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画 (案)

計画等の案の入手方法

窓口閲覧

- 市役所本館1階高齢者支援課窓口
- 市役所本館2階情報公開室

(注釈) 窓口閲覧は、令和6年2月1日 (木曜) から3月4日 (月曜) までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

ファイルダウンロード

[計画案 \(PDF：13.640KB\)](#)

意見募集期間

令和6年2月1日 (木曜) から3月4日 (月曜)

(注釈) 持参の場合は、8時30分から17時15分まで (土曜、日曜、祝日を除く。)

令和5年度

[\(意見提出手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続 \(パブリックコメント\) の実施について \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画 \(案\)」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市総合計画 \(基本構想・第1期基本計画\) 策定に係る四街道市総合計画審議会 \(結果](#)

(注釈) 郵送の場合は、3月4日(月曜) 必着

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人(脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に勤務する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

(注釈) 国籍、年齢等は問いません。

(注釈) 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- 電子申請(下記リンクより、電子申請にて提出することができます。)

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

- 持参(市役所本館1階高齢者支援課)
- 郵送(284-8555 四街道市鹿渡無番地 高齢者支援課あて)
- FAX(043-424-2011)
- 電子メール(ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp)

脚注: 上記の@マークを@に置き換えて返信してください。

意見書参考様式(ワード:18KB)

意見書様式(WORD)のダウンロードができます。

意見の検討結果の公表

令和6年3月頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。

その他

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC(旧Adobe Reader)が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話: 043-420-7522(賦課給付係) / 043-421-6127(介護認定係) / 043-421-6128(高齢者福祉係・包括ケア係)

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

公表

- [防災に関するワークショップ参加者募集\(募集は終了しました\)](#)
- [防災に関するワークショップ\(市民会議\)についての結果公表](#)
- [\(市民会議手続\)第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました\(結果公表\)](#)
- [\(審議会等手続\)第3次四街道市環境基本計画\(案\)に係る四街道市環境審議会\(結果公表\)](#)
- [\(審議会等手続\)第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- [\(審議会等手続\)第9次四街道市行政改革推進計画\(案\)に係る四街道市行政改革審議会\(結果公表\)](#)
- [\(意見交換会手続\)新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)
- [\(意見交換会手続\)新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について\(結果公表\)](#)
- [\(意見提出手続\)四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集\(結果公表\)](#)
- [\(市民会議\)よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました\(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ\(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話: 043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

議題 2

令和 5 年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動
の手続の評価

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定				
概 要	指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に伴う四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠（条例第6条）	☐ 第1項第1号（市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更） ☐ 第1項第2号（市の基本方針を定める条例の制定・改廃） ☒ 第1項第3号（市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃） ☐ 第1項第4号（大規模な市の施設の設置計画の策定・変更） ☐ 第1項第5号（市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃） ☐ 第1項第6号（行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃） ☐ 第4項（上記以外の行政活動）				
実施しない根拠（条例第6条第2項）	☒ 第1号（軽易なもの） ☐ 第2号（緊急に行わなければならないもの） ☒ 第3号（法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの） ☐ 第4号（市の機関内部の事務処理に関するもの） ☐ 第5号（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの） ☐ 第6号（その他前各号に準ずるもの）				
詳しい理由	条例で改正する部分は、省令において基本的な事項又は従うべき基準とされている規定であること、またその他改正に伴い生じる項ずれ等の軽易な改正を行うものであり、第2項第1号及び3号に該当するため。				
公表日（公告日）・公告番号	R6年2月13日 公告第39号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年2月13日		
計画等決定時期 *2	R6年3月28日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年3月29日公布 R6年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体（市ホームページ、市政だより等）と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載（例：計画の策定日、条例の制定日） *3・・・行政活動の実施をした日を記載（例：計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日） *4・・・当該行政活動の実施段階を記載（P：構想段階・計画案策定段階、D：実施段階、C：評価段階、A：見直し段階）					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定			
概 要	指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省第16号)等の公布に伴い四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	条例で改正する部分は、省令において基本的な事項又は従うべき基準とされている規定であること、またその他改正に伴い生じる項ずれ等の軽易な改正を行うものであり、第2項第1号及び第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

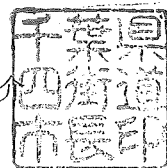
市民参加推進評価委員会コメント
適切である。

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年2月13日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の
一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号及び第3号に該当するため。

（詳細な理由）

条例で改正する部分は、省令において基本的な事項又は従うべき基準とされている
規定であること、またその他改正に伴い生じる項ずれ等の軽易な改正を行うものであ
り、第2項第1号及び3号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

- 4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課（Tel 043 - 388 - 8300）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [過年度](#) [令和5年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定

更新：2024年2月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び3号に該当するため。

詳細な理由

条例で改正する部分は、省令において基本的な事項又は従うべき基準とされている規定であること、またその他改正に伴い生じる項ずれ等の軽易な改正を行うものであるため。

参照条文

市民参加条例第6条第2項抜粋
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-420-7522（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

[この担当課にメールを送る](#)

令和5年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正](#)

[ページの先頭へ](#)



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課賦課給付係

行政活動の名称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に合わせ、所要の規定の整備を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年1月29日 公告第24号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年1月29日		
計画等決定時期 *2	R6年3月28日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年3月29日公布 R6年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

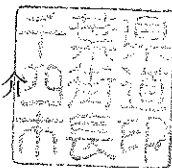
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画の策定に伴い、介護保険料率の期間及び保険料区分に応じた介護保険料額等を変更するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年1月29日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

介護保険料の賦課徴収に関するものであり、第2項第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

- 4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課（Tel 043 - 388 - 8300）

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年1月29日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

詳細な理由

介護保険料の賦課徴収に関するものであるため。

参照条文

- (市民参加条例第6条第2項抜粋)
- 2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
- (1) 軽易なもの

(2) 緊急に行わなければならないもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの

(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

(6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-388-8300（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

この担当課にメールを送る

[ページの先頭へ](#)

令和5年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正](#)



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動の名称	四街道市市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	券売機の入れ替えに伴い、自転車等駐車場の一時利用に関する方法の一部を変更する必要があるため所定の規定の整備を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	市営自転車駐車場の一時利用に係る使用料区分の内、自転車の回数券を廃止するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年1月30日 公告第27号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年1月30日		
計画等決定時期 *2	R6年3月28日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年3月29日公布 R6年7月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部土木課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	市営自転車等駐車場の券売機を、新紙幣に対応したものに入れ替えるに当たり、プリペイド機能を備えた券売機がないため、条例で定めている回数券についての記載を削るもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年7月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	市営自転車等駐車場の一時利用に係る使用料区分の内、自転車の回数券を廃止するもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年1月30日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

市営自転車等駐車場の一時利用に係る使用料区分の内、自転車の回数券を廃止するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。

3 その他

上記については、都市部土木課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

都市部土木課（Tel 043-421-6143）

[くらし](#)
[子育て](#)
[健康・福祉](#)
[市政情報](#)
[四街道の魅力](#)
[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [過年度](#) [令和5年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年1月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

市民参加条例第6条第2項第5号に該当するため

詳細な理由

市営自転車等駐車場の一時利用に係る使用料区分の内、自転車の回数券を廃止するものであり、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

都市部土木課

電話：043-421-6143

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

令和5年度

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市農業経営基盤の強化
の促進に関する基本的な構想
の変更](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市火災予防条例の一部
を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市火災予防条例の一部
を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市指定居宅介護支援等
の事業の人員及び運営に関す
る基準等を定める条例等の一
部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市手数料条例の一部を
改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市手数料条例の一部を
改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市手数料条例の一部を
改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市土砂等の埋立て等によ
る土壌の汚染及び災害の発
生の防止に関する条例施行規
則の一部改正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市
の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市
の制定](#)



議題 3

令和 6 年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	こどもルームへの入所基準等を明確化するため、四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱を制定し、及び四街道市こどもルーム条例の一部を改正することにより、当該基準等の内容を当該要綱に委任するための規定を整備します。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☒ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年12月公布 R7年4月 施行	実施段階(PDCA)	P	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市こどもルームにおける入所の基準等を定める要綱(案)等に係るパブリックコメント	審査基準案に対する市民意見の聴取のため	市民等	R6年9月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)と表現を統一すべく、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)における所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月 公布 R7年3月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本条例の制定は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)と表現を統一するものであり、本条例による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	令和6年内閣府令第109号により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における同様の規定その他所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月 公布 R7年3月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本件行政活動は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、同活動による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部国保年金課 資格保険税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険制度の県広域化に伴う事業費納付金に充てる税金を確保するため、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	国民健康保険税の賦課限度額を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 環境部廃棄物対策課 計画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定			
概 要	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項等を定めた一般廃棄物処理基本計画(計画期間:令和8年度～令和17年度)の策定を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月策定 R8年4月開始	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市一般廃棄物処理基本計画(案)に係るパブリックコメント	計画(案)最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R7年12月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市ごみ処理対策委員会	計画等の策定に関する一連の審議により、意見を聴取するため	公募委員(3名)	【R6年度】 10～2月 【R7年度】 5～11月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	令和7年4月に一部改正が施行される、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法により、原則全ての住宅・建築物に対して省エネ基準適合が義務化されることから、新たな義務化対象に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を新設する。また、確認審査範囲の見直し等により、確認申請に係る審査時間等が増加することから確認申請手数料等を増額するもの、その他項ずれ等所要の修正を行うもので、第2項第1号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

議題 4

令和 6 年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動
の手続の評価

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】危機管理監 危機管理室 危機管理係

行政活動の名称	四街道市地域防災計画の一部修正				
概 要	四街道市地域防災計画の一部について、当市行政組織体系に沿った修正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	☐	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	☐	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	☐	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	☐	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	☐	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	☐	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒	第1号(軽易なもの)			
	☐	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	☐	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	☐	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	☐	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	☐	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	当市行政組織体系に沿った職員の配置や所掌事務の割り当て、変更等の軽易な修正を行うものであり、第2項第1号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年7月30日 公告第188号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年7月30日		
計画等決定時期 *2	R6年7月30日修正	行政活動実施時期 *3	R6年7月3日開始	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

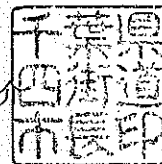
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市地域防災計画の一部修正			
概 要	四街道市地域防災計画の一部について、当市行政組織体系に沿った修正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年7月 修正	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	当市行政組織体系に沿った職員の配置や所掌事務の割り当て、変更等の軽易な修正を行うものであり、第2項第1号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない
行政活動の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年7月30日

四街道市長 鈴木 陽介



1. 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市地域防災計画の一部修正

2. 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号に該当するため

（詳細な理由）

四街道市行政組織体系に沿った職員の配置や所掌事務の割り当て、変更等の軽
易な修正を行うものであり、条例第6条第2項第1号に該当するため。

3. その他

上記については、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4. 問合せ先

危機管理室（TEL 043-421-6102）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市地域防災計画の一部修正について

(市民参加手続の適用除外) 四街道市地域防災計画の一部修正について

更新：2024年7月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市地域防災計画の一部修正

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号に該当するため。

詳細な理由

四街道市行政組織体系に沿った職員の配置や所管事務の割り当て、変更等の軽易な修正を行うものであり、条例第6条第2項第1号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室

電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

(市民参加手続の適用除外)
四街道市地域防災計画の一部修正について

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係、家屋係

行政活動の名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、一部の固定資産(「バイオマス発電設備」「一体型滞在快適性向上施設」)について、固定資産税の課税標準の特例割合を条例で制定する規定が設けられたことから、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、項ずれを反映させるものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年4月17日 公告第74号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年4月17日		
計画等決定時期 *2	R6年6月26日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年6月28日公布 R6年6月28日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係、家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、一部の固定資産(「バイオマス発電設備」「一体型滞在快適性向上施設」)について、固定資産税の課税標準の特例割合を条例で制定する規定が設けられたことから、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年6月公布 R6年6月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年4月17日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課（TEL 043-421-6116・6117）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年4月17日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市国民健康保険条例の
一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市地域防災計画の一部
修正について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市下水道条例の一部を
改正する条例の制定について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市水道事業給水条例の
一部を改正する条例の制定に
ついて](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する
条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市介護予防・日常生活
支援総合事業の実施に関する
規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市都市計画税条例の一
部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定



情報が
見つからないときは

お問い合わせ

課税課 土地係・家屋係

電話：043-421-6116（土地係：土地に関すること） 043-421-6117（家屋係：家屋・償却資産に関すること）

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係、家屋係

行政活動の名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に対する課税標準の特例割合を条例で制定する規定が設けられたことから、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、本規定の制定による項ずれを反映させるものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年4月17日 公告第75号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年4月19日		
計画等決定時期 *2	R6年6月26日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年6月28日公布 R6年6月28日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係、家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	地方税法等の一部改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に対する課税標準の特例割合を条例で制定する規定が設けられたことから、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年6月公布 R6年6月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☒ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、本規定の制定による項ずれを反映させるものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年4月17日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

（詳細な理由）

市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、項ずれを反映
させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当する
ため。

- 3 その他

上記については、
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

- 4 問合せ先

総務部課税課（Tel 043-421-6116・6117）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年4月19日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、本規定の制定による項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

課税課 土地係・家屋係

電話：043-421-6116（土地係：土地に関すること） 043-421-6117（家屋係：家屋・償却資産に関すること）

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市地域防災計画の一部修正について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動の名称	四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定				
概 要	令和6年度介護報酬改定、指定介護予防・日常生活支援総合事業所の指定等の申請に関する様式が、厚生労働大臣が定める様式を用いることとされること、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針が改正されたことに伴い、四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則を制定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☒ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(輕易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	本規則における各種審査基準等は、厚生労働省より示される案を基に本市で定めたものであり、実態として法令の規定による実施の基準に準ずるものであるため、第2項第6号(第3号に準ずる)に該当する。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年5月1日 公告第90号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年5月1日		
計画等決定時期 *2	R6年5月23日 制定	行政活動実施時期 *3	R6年5月31日 公布 R6年5月31日 施行	実施段階(PDCA) *4	P
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定			
概 要	令和6年度介護報酬改定、指定介護予防・日常生活支援総合事業所の指定等の申請に関する様式が、厚生労働大臣が定める様式を用いることとされること、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針が改正されたことに伴い、四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則を制定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☒ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年6月 公布 R6年6月 施行	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☒ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本規則における各種審査基準等は、厚生労働省より示される案を基に本市で定めたものであり、実態として法令の規定による実施の基準に準ずるものであるため、第2項第6号(第3号に準ずる)に該当する。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	
適切である。	

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例(平成19年条例第5号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定に基
づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年5月1日

四街道市長 鈴木 陽介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

第6号(第3号に準ずる)に該当するため。

(詳細な理由)

本規則における各種審査基準等は、厚生労働省より示される案を基に本市で定めたもので
あり、実態として法令の規定による実施の基準に準ずるものであるため、第6号(第3号に準
ずる)に該当する。

3 その他

上記については、

福祉サービス部高齢者支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとす
る。

4 問合せ先

福祉サービス部高齢者支援課(Tel 043-388-8300)



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [市政への参加](#) ▶ [市民参加](#) ▶ [市民参加手続の対象としない行政活動](#) ▶ [今年度](#) ▶

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定

更新：2024年5月1日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定

市民参加手続の対象としない理由

第6号（第3号に準ずる）に該当するため。

詳細な理由

本規則における各種審査基準等は、厚生労働省より示される案を基に本市で定めたものであり、実態として法令の規定による実施の基準に準ずるものであるため、第6号（第3号に準ずる）に該当する。

参照条文

市民参加条例第6条第2項抜粋

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

福祉サービス部高齢者支援課

電話：043-420-7522（賦課給付係）/043-421-6127（介護認定係）/043-421-6128（高齢者福祉係・包括ケア係）

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市地域防災計画の一部修正について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動の名称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における所要の規定を整備するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	本条例の制定は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、本条例による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・公告番号	R6年7月11日 公告第171号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年7月11日		
計画等決定時期 *2	R6年9月25日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年10月4日公布 R6年10月4日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部保育課 学童・幼稚園係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)が改正されたことに伴い、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)における所要の規定を整備するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年9月 公布 R6年9月 施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本条例の制定は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴うものであり、本条例による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年7月11日

四街道市長 鈴木 陽 介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

本条例の制定は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労
働省令第61号）の一部改正に伴うものであり、本条例による改正箇所は、すべて市町
村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

健康こども部保育課（Tel 043—379—5617）



検索

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#) >

(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年7月11日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため。

詳細な理由

本条例の制定は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴うものであり、本条例による改正箇所は、すべて市町村が従うべき基準であることから、条例第6条第2項第3号に該当するため。

参照条文

（市民参加条例第6条第2項 抜粋）

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-379-5617（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

今年度

- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市地域防災計画の一部修正について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)
- ▶ [（市民参加手続の適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。				
市民参加手続の 対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に基づく被保険者証の返還に係る過料の規定を削除することから、第2項第3号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年8月13日 公告第197号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年8月13日		
計画等決定時期 *2	R6年9月25日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年10月4日公布 R6年12月2日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年9月公布 R6年12月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☒ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に基づく被保険者証の返還に係る過料の規定を削除することから、第2項第3号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項 目	コメント
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年8月13日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号に該当するため。

（詳細な理由）

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に基
づく被保険者証の返還に係る過料の規定を削除することから、同条第2項第3号に該
当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

健康こども部国保年金課（Tel 043—421—6125）

くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年8月13日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号に該当するため

詳細な理由

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に基づく被保険者証の返還に係る過料の規定を削除することから、同条第2項第3号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

今年度

(市民参加手続の適用除外)
四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市地域防災計画の一部修正について](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

(市民参加手続の適用除外)
[四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

お問い合わせ

健康子ども部国保年金課

電話：043-421-2103（給付管理係）・043-421-6125（資格保険税係）・043-421-6126（高齢者医療年金係 高齢者医療担当）・043-420-7523（高齢者医療年金係 国民年金担当）

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（組織案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 上下水道部経營業務課 財務経営係

行政活動の名称	四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	諸物価の上昇等により損益が赤字となる厳しい経営状況の中で、市民生活を支える水道事業の健全な経営を持続していくため、令和7年4月1日より水道料金及び各種手数料を適正な水準に改定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	水道事業の健全な経営を持続していくため、令和7年4月1日より水道料金及び手数料を適正な水準に改定するもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年7月18日 公告第30号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年7月18日		
計画等決定時期 *2	R6年9月25日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年10月4日公布 R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1・・・公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2・・・計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3・・・行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4・・・当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 上下水道部経營業務課 財務経営係

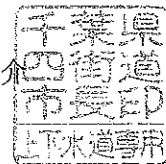
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	諸物価の上昇等により損益が赤字となる厳しい経営状況の中で、市民生活を支える水道事業の健全な経営を持続していくため、令和7年4月1日より水道料金の改定を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年9月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	水道事業の健全な経営を持続していくため、令和7年4月1日より水道料金の改定を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年7月18日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

経営状況の変化に伴い水道料金及び各種手数料の改定を行うもので、その他金銭の
徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

上下水道部経營業務課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

上下水道部経營業務課（TEL 043-421-3683）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

(市民参加手続の適用除外) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

更新：2024年7月18日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

詳細な理由

経営状況の変化に伴い水道料金及び各種手数料の改定を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

上下水道部 経営業務課

電話：043-421-3683

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市国民健康保険条例の
一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市地域防災計画の一部
修正について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市下水道条例の一部
を改正する条例の制定につ
いて](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市水道事業給水条例の
一部を改正する条例の制定に
ついて](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市家庭の保育事業等の
設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する
条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市介護予防・日常生活
支援総合事業の実施に関する
規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市都市計画税条例の一
部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\)
四街道市税条例の一部を改正
する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 上下水道部下水道課 管理係

行政活動の名称	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定				
概 要	四街道市下水道条例に規定する手数料を令和7年4月1日より適正な水準に引き上げるため、関連する規定の整備を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	手数料を適正な水準に引き上げるため、関連する規定の整備を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R6年7月18日 公告第29号	その他の公表 *1	市ホームページ R6年7月18日		
計画等決定時期 *2	R6年9月25日 議決	行政活動実施時期 *3	R6年10月4日公布 R7年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 上下水道部下水道課 管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定			
概 要	四街道市下水道条例に規定する手数料を令和7年4月1日より適正な水準に引き上げるため、関連する規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☒ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年9月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☒ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	手数料を適正な水準に引き上げるため、関連する規定の整備を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年7月18日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

（詳細な理由）

手数料を適正な水準に引き上げるため、関連する規定の整備を行うもので、その他
金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。

3 その他

上記については、
上下水道部下水道課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。
なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

上下水道部下水道課（TEL 043-421-3681）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)[現在のページ](#) [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続きの適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(市民参加手続きの適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

更新：2024年7月18日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続きの対象としない行政活動を同条例第3項の規定により公表します。

市民参加手続きの対象としない行政活動の名称

四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

詳細な理由

手数料を適正な水準に引き上げるため、関連する規定の整備を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[四街道市市民参加条例](#)

お問い合わせ

上下水道部 下水道課

電話：043-421-3681

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市地域防災計画の一部修正について](#)

(市民参加手続きの適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)



情報が
見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



議題 5

令和 7 年度 市民参加手続の実施予定の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 住宅係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	四街道市住生活基本計画(第2次)の策定			
概 要	四街道市住生活基本計画が、令和7年度に計画期間が終了するため、令和8年度を初年度とする四街道市住生活基本計画(第2次)を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R8年3月 策定 R8年4月 開始	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市住生活基本計画(案)に係るパブリックコメント	計画最終案段階での市民意見聴取のため	市民等	R7年12月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市住生活基本計画策定検討委員会	計画策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	委員10名 公募委員2名	R7年7月・9月・11月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 教育部指導課 指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	第五次四街道市子ども読書活動推進計画の策定(令和9年度～令和13年度)			
概 要	「四街道市第2期教育振興基本計画」の基本理念の実現に向け、四街道市の子どもたちが読書活動を通して、言葉、感性、表現力、想像力、豊かな心、知る喜び等、市民が生涯にわたって学び続けるための力を育むことができるよう、計画を策定する。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☐ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☒ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R9年3月 策定 R9年4月 開始	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	子ども読書活動推進計画(案)にかかるパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R8年11月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会	公募市民意見をもとに計画意見の作成をするため	策定委員(13名) (うち公募委員3名)	R7年7月～R8年10月 (計5回)
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	アンケート調査	計画など作成のための基礎調査として意識を把握するため	小中高生(2,700人) 小中保護者(800人)	R7年9月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

議題 6

市民参加手続の実施予定の取下げについて

政 号 外
令和6年8月19日

総務部総務課長 様

経営企画部政策推進課長

市民参加手続実施予定シートの取り下げについて（依頼）

このことについて、令和6年8月16日付け第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る市民参加手続実施予定シートの取り下げが下記の理由により決定いたしましたので、お取り計らいくださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 取り下げ理由 令和6年7月18日に開催いたしました、令和6年度第2回四街道市まち・ひと・しごと創生推進本部会及び、令和6年8月2日に開催いたしました、令和6年度第1回四街道市総合計画審議会を経て決定した、第3期総合戦略の策定方針において、第3期総合戦略は総合計画（HAPPY SMILE PLAN）に位置付けた重点プロジェクト等の地方創生に資する取組を基本とする、一体的な計画として策定するものとしていくところです。
このことから、同策定方針で第3期総合戦略は、四街道市市民参加条例第6条第1項に掲げる市民参加手続の対象となる行政活動に該当するものではないとしています。
このため、令和6年4月に決定した、第3期総合戦略に係る市民参加手続実施予定シートを取り下げるものです。

以上

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名 称	(仮称)第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定			
概 要	まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する目標、講ずべき施策に関する基本的方向等を定める第2期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度で終了するため、令和7年度を初年度とする(仮称)第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和7年度～11年度)を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	☒ 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) ☐ 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) ☐ 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) ☐ 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) ☐ 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) ☐ 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) ☐ 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R7年3月策定	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	☐ 第1号(軽易なもの) ☐ 第2号(緊急に行わなければならないもの) ☐ 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) ☐ 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) ☐ 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) ☐ 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	(仮称)第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)に係るパブリックコメント	市民等の意見を広く総合戦略に反映するため	市民等	令和7年2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	総合計画審議会	総合戦略の策定等に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(3人)	令和6年8月 令和6年10月 令和7年1月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項 目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

その他

・市民参加手続の実施モデルについて

前回の委員会において、「市民参加手続がいくつかある中で、どの市民参加手続を実施することが適切か、実施モデルを示すことができると良いのではないか。」と御意見をいただきました。

現在、どの市民参加手続を実施するかは、以下の資料を基に所管課において判断しています。

- ・四街道市市民参加条例
- ・四街道市市民参加条例施行規則
- ・市民参加条例の解釈及び運用
- ・市民参加条例図解

事務局としましては、より適切な市民参加手続を選択できるように、各市民参加手続のメリット・デメリット等の特徴についての資料を充実させることを考えています。

また、四街道市では「意見提出手続」と併せて「審議会等手続」又は「市民会議手続」どちらかの実施を市民参加条例により義務付けていますが、「意見提出手続」と併せて実施する市民参加手続の種類を限定しないことを考えています。

「審議会等手続」と「市民会議手続」の2つの方法から選択することとした理由については、2つの方法が複数回にわたり議論を行うことができ、議論に参加する人も固定化されているため、十分な検討を重ねることができるためです。

しかし、どちらの手続においても、参加できる人数に限りがあり、一部の市民しか参加できないというデメリットがあります。

スマートフォンやパソコンを活用したアンケートやアイデア募集など、行政活動の性質に応じた適切な市民参加手続を選択できるよう、市民参加手続の種類を限定しないことを提案します。

【参考】他自治体の状況

調査した近隣自治体（15団体）においては、意見提出手続のほかに市民参加手続を求めている自治体はありますが、手続の種類を限定している自治体はありませんでした。

【意見提出手続のみの実施を可としている自治体】

千葉県、千葉市、成田市、佐倉市、白井市、印西市、柏市、船橋市、松戸市、市川市、八王子市、川越市、藤沢市

【意見提出手続と併せて他の市民参加手続を求めている自治体】

八街市、富里市

現在と同等の市民参加の機会を確保するために、意見提出手続と併せて他の市民参加手続を求めることは必要であると考えます。

各市民参加手続の方法の特徴・注意点

意見提出手続

第 1

特 徴

- ・ 広く市民等の意見が得られる
- ・ 容易に参加ができる
- ・ 費用がかからない

注意する点

- ・ 市民等と市の機関が直接的な対話ができないため、両者が十分な意思疎通を図るための工夫が必要であるとともに、他の市民参加手続の方法と組み合わせることが望ましい

意見交換会手続

第 2

特 徴

- ・ 双方向性の高い市民参加手続
- ・ 意見交換から生じる新たな疑問等についても、その場で双方の考え方について理解を深めることができる

注意する点

- ・ 参加ができる市民がごく一部に限定されるとともに、委員としての活動時間の確保が困難な市民は参加しづらい面がある

審議会等手続

第 3

特 徴

- ・ 計画等について市民等又は市民を含む一定の範囲内の者における合議による意見を求める場合において、高度で深い議論ができる

注意する点

- ・ 参加できる市民がごく一部に限定されるとともに、委員としての活動時間の確保が困難な市民は参加しづらい面がある

市民会議手続

第 4

特 徴

- ・ 市民等の生活実感に基づく行政課題の発掘をするうえで有効な手段
- ・ 計画等の実施段階において市民等の協力が得られやすくなる

注意する点

- ・ 円滑な合意形成を図るためには、会議の進め方に工夫が必要である

その他、適当と認める方法

第 5

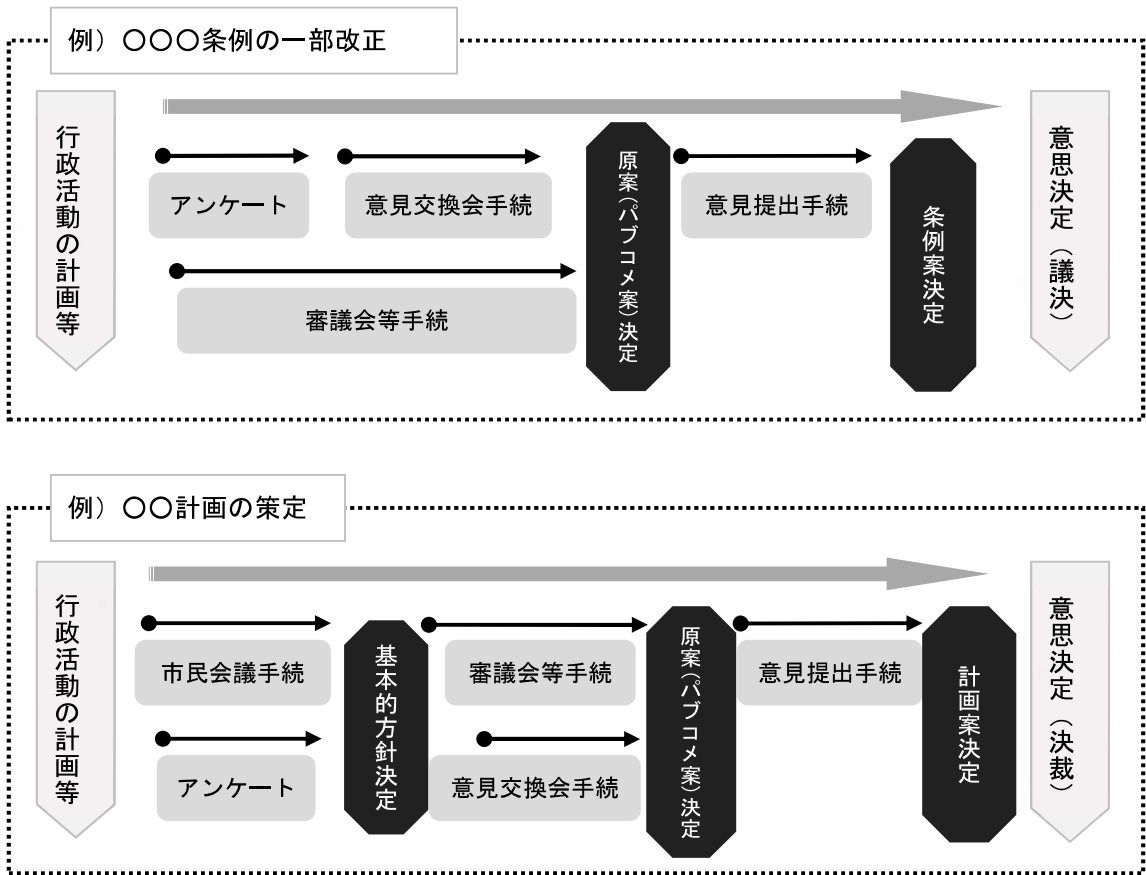
特 徴

- ・ 行政活動の計画等の性質を勘案して、効果的と思われる方法（アンケート、ヒアリング、意見募集、モニター制度、公聴会、電子会議室等）を選択することができる

注意する点

- ・ 法令等において市民意見の聴取方法等が定められている場合は、当該方法が本条例の趣旨に沿ったものであるかどうかを勘案するとともに、計画等の性質等を考慮して、手続の方法について総合的に検討する必要がある

市民参加手続の実施モデル



※意見提出手続後、審議会等への報告は審議会等手続の対象外となる。また意見提出手続による市の考え方をまとめた後に、審議会等からの意見を聴取することは想定していない。

方 法	ふさわしい場合
市民会議手続	・ 幅広いテーマについて議論する場合。（例：総合計画） ・ 前例がなく、案の作成に際して市民等の意見の方向性を見出すことが必要な場合。（例：みんなで地域づくり指針）
審議会等手続	・ 学識経験者、各種団体などの意見を踏まえて、市民等間の合意形成や利害調整を図ることが必要な場合。
意見交換会手続	・ 作成した案に対する市民等の意見を、確実に得たい場合。
意見提出手続	・ 基本的に、市民参加手続を行うすべての場合。
その他（アンケート）	・ 市民等の意見の全体的な傾向を知りたい場合。
その他（ヒアリング）	・ 社会的弱者、少数者などの意見を、確実に得たい場合。
その他（意見募集）	・ 手続の中間段階や、基本的な方向性を定める時点など丁寧に市民等の意見を聴取したい場合。（意見提出手続を参考に実施）
その他（ワークショップ）	・ 特定地区の市民等の意見聴取や検討が必要な場合。

(市民参加手続の方法)

第7条 市民参加手続の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見提出手続(市民等が、市の機関の求めに応じ、前条第1項各号に掲げる行政活動に係る計画、条例及び制度(以下「計画等」という。)の案に対する意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。)
- (2) 意見交換会手続(市民等と市の機関が、公開の場において、計画等について意見の交換を行い、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。)
- (3) 審議会等手続(法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)のうち、規則で定める審議会等が、市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。)
- (4) 市民会議手続(特定の計画等について市民意見の方向性を見出すために市の機関が設置した市民等のみで構成し継続した議論を行う機関(以下「市民会議」という。)が、市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市民参加手続の実施)

第8条 市の機関は、第6条第1項各号及び同条第4項に掲げる行政活動を行おうとするときは、意見提出手続を実施しなければならない。

- 2 市の機関は、第6条第1項各号(第6号を除く。)及び同条第4項に掲げる行政活動を行おうとするときは、当該行政活動の性質、市民生活への影響、市民の要望その他の事項(以下「行政活動の性質等」という。)を考慮した上で、意見交換会手続を意見提出手続と併せて実施するよう努めるものとする。
- 3 市の機関は、第6条第1項各号(第6号を除く。)及び同条第4項に掲げる行政活動を行おうとするときは、行政活動の性質等を考慮した上で、行政上特段の支障がある場合を除き、~~前条第3号又は第4号~~前条第2号から第5号までに掲げる方法のいずれかの市民参加手続を意見提出手続と併せて実施するものとする。
- 4 市の機関は、行政活動の性質等を考慮し、前3項の規定によるもののほか、前条各号に掲げる市民参加手続をより多く実施するよう努めるものとする。
- 5 市の機関は、前各項の規定により市民参加手続を実施するときは、行政活動の性質等を考慮した上で、適切な時期に行うものとする。
- 6 市の機関は、市民参加手続を実施するときは、市民等が参加しやすい環境づくりに十分配慮するものとする。

・四街道市の課題の紹介について

前回の委員会において、「パブリックコメントが少ない対策として、四街道市の課題を紹介していただければ市政に参加する意識が増えるではないか。」と御意見をいただきました。

四街道市の課題を発信した事例としましては、令和6年度からスタートした新たな総合計画の概要版を全戸配布しました。

このようなプッシュ型の情報発信は、市民参加手続においても非常に重要であると考えますので、掲示場の掲示、市政だより、ホームページ以外の方法でも周知を図ることがよう、所管課がわかりやすいマニュアル等の改正を検討していきます。